

371

55



始



371-55

畠山豐吉著

正改
銀行簿記

大正
1. 2. 4
内交

東京 巖松堂書店發兌

序言

本書題して改正銀行簿記と謂ふ、然れども論ずる所は銀行簿記の内容を改刷して、全然一新機軸を出せるが如きものにあらず、唯だ昨年七月より實施せられたる改正銀行條例及同施行細則に準據して、銀行會計整理の一般を説述せるものに過ぎざるなり、想ふに改正銀行條例及同施行細則は、従前の夫れに比し改善せられたる所尠ならずと雖も、其立案の基礎が、一地方に於ける少數の大銀行に限られたるものか、之を全國凡百の銀行に適用するに當りては、其解釋に關して疑義の百出するを免れず、幸ひ東京及び大阪の當業者は、新令發布當時親しく立案者たる大藏省當局の説明を聽くことを得たりと雖も、尙隔靴搔痒の歎

なき能はざりき、是を以て現在に於ては、各銀行とも夫々便宜の解釋を以て、之が運用に當りつゝあるの状態なりとす、乃ち本書は此點に關して幾分の光明を投ぜんが爲め、著者が年來斯業に没頭して、獲たる多少の經驗を基礎として、聊か新令の運用に關する私見を披瀝したるものなり。

本書は叙上の理由により、昨年春新令發布後間もなく稿を起し、八月に至りて脱稿の域に達したれども、暫く之を筐底に藏して世に問ふの機會なかりしが、今回先輩知友の勸告によりて、漸く剴腕に附することゝなせり、然れども著者の淺學非才にして、文筆に慣れざると、且つ職務の傍ら倉卒に稿を起したる爲め、繁簡宜しきを得ず、又前後の脈絡一貫を缺き、成書としては不備不満の點固より少なからざるべし、著者も亦之を自覺せざるに非

ざるも、近日渡米の事となりて、最早推稿改竄の暇あらざるが故に暫く之を世に出して大方識者の叱正を仰ぎ、更らに完成を他日に期せんと欲す。

唯だ本書は徒らに學理に奔らずして、實際的事實に重きを置き、且つ材料の蒐集に對して及ぶべき丈け力を盡したれば、希くは此點に關して、世上幾多の類書と其撰を異にするものあるべし、讀者幸ひに彼れ此れ比較繙讀して、斯學の修得上裨益する所あらば、著者の光榮之に過ぎざるなり。

大正六年八月

著 者 識

改正銀行簿記目次

第一章 總論

第一節 銀行簿記の任務

第二節 銀行の業務

(一) 主的業務……1 預金 2 手形割引貸出 3 證券貸付 4 爲替業務
(二) 從的業務……イ 代金取立 ロ 信託業務 ハ 保匯預り ニ 仕拂承諾 ホ 有價證券買
買及兩替

第三節 銀行簿記の由來

第四節 商業簿記と銀行簿記の異同

簿記學習の順序 計算共通原則 商業簿記整理の眼目 銀行事務は總ての取引を
金銀勘定として整理す 仕譯相違の點 勘定課目制定の相異 銀行簿記には補助
簿多し

第二章 銀行業務の組織

第一節 銀行の分課

第二節 銀行業務執行の幹部……………二〇

- (一)取締役……………
- (二)監査役銀行業務執行代表者の名稱と法律上の關係……………
- (三)支配人……………
- (四)副支配人又は支配人代理者……………

第三節 營業部と文書部……………二二

- (一)銀行の大小と其事務分擔……………
- (二)營業部……………
- (三)非營業部……………
- (四)庶務係……………
- (五)調査係……………

第四節 公金出納事務……………二四

第五節 公金預金と公金保管金……………二八

- (一)公金預金……………イ國庫金の預金となる場合 ロ府縣郡公金の預金となる場合 ハ特別會計に屬する公金預金 ニ地方自治團體の公金預金……………
- (二)公金保管金……………
- (三)金庫制と預金制……………
- (四)公法人團體よりの公金預金……………

第三章 勘定科目……………三九

第一節 勘定科目の意義……………三九

第二節 勘定科目の設定……………三九

第三節 勘定科目の分類……………四〇

第四節 資産に係る勘定……………四四

- 甲諸貸出金勘定……………(一)證書貸付 (二)手形貸付 (三)當座預金貸越 (四)コール、ローン (五)割引手形 (六)荷付爲替手形 (七)滞貸金……………乙預ケ金勘定 (一)日本銀行預ケ金 (二)他銀行預ケ金 (三)振替貯金兩他店へ貸勘定 丁仕拂承諾見返勘定……………
- 乙有價證券勘定……………(一)大藏省證券 (二)諸公債證券、日本銀行貸出見返擔保品、國債種別及現在額……………
- (三)社債券擔保付社債 (四)株券……………己貸付有價證券勘定……………
- 丙所有物勘定……………(一)地金……………
- (二)營業用土地建物什器……………
- (三)所有動産不動産……………
- 辛金銀勘定……………

第五節 負債に係る勘定……………五八

- 甲諸預金勘定……………(一)公金預金 (二)當座預金 (三)特別當座預金 (四)通知預金 (五)定期預金……………
- (六)仕拂送金爲替手形……………乙借入金勘定……………(一)借入金……………
- (二)コール、マナー……………
- (三)再割引手形……………丙他店より借り勘定……………
- 丁仕拂承諾勘定……………
- 己未拂利息勘定……………
- 庚未経過割引料勘定……………

第六節 資本主に係る勘定……………六五

- (一)資本金勘定……………
- (二)拂込未済資本金勘定……………
- (三)積立金……………
- (四)前期繰越金勘定……………
- (五)未拂配當金勘定……………
- (六)配當金勘定……………

第七節 損益に係る勘定……………七〇

- 甲損失に屬する勘定……………
- 乙利益に屬する勘定……………

第四章 傳票……………七五

第一節 傳票の意義……………七五

第二節 傳票の作成……………七六

第三節 傳票の種類及様式……………七八

第四節 傳票の效用……………八五

第五節 傳票に代用する證書及書類……………八六

第五章 營業部事務……………八八

第一節 預金係……………八八

(一) 當座預金……當座取引先の信用調査の必要 銀行を手形の支拂場所として指定せられたる場合 保證小切手 小切手及手形に關する注意 小切手の不渡となりたる場合の所置 横線小切手 向日附の小切手……(二) 當座貸越……(三) 特別當座預金……小口當座預金と貯蓄預金との差異……(四) 定期預金……(五) 別段預金……(六) 預金手形又は預金證書……(七) 通知預金

第二節 貸付係……………一一三

甲 手形の割引……(一) 割引手形と手形貸付の區別 (二) 手形の割引方法に依る貸出の利益 (三) 割引手形勘定に屬する手形整理の分類 イ 信用割引手形、割引料の算出法 ロ 擔保付割引手形 (四) 手形貸付に屬する手形整理の分類 イ 信用手形貸付 ロ 擔保付手形貸付……乙 證書貸付……丙 コール、ローン及コール、マネー、コール種類……丁 寄附爲替手形、荷附爲替手形、約定書文案、荷附爲替手形の取組、手形及附

帶貨物引換證の發送手續……戊 滯買金

第三節 仕拂承諾及仕拂承諾見返……………一六七

甲 手形の引受……(一) 手形引受業務の由來 (二) 我國に於ける手形引受業務の現状 (三) 手形仕拂引受事務に關する記帳整理……乙 信用狀の發行……丙 社債の保證……丁 其他の保證 (一) 手形仕拂保證 (二) 借入金仕拂保證 (三) 爲替手形期前貨物保管預り保證 四 船荷證券到着前貨物引取保證……戊 仕拂承諾業務を何係に所屬せしむべき乎

第四節 出納係……………一九六

(一) 收納事務……(二) 支拂事務……(三) 手形交換事務

第五節 計算係……………一一三

第六節 庶務係……………一一四

(一) 自行株式に關する事務……(二) 用度事務……(三) 借入有價證券貸付有價證券

第六章 各係所屬帳簿様式……………一二二

第一節 各係所屬帳簿……………一二三

第二節 預金係所屬帳簿様式……………一二六

第三節 貸付係所屬帳簿様式……………一二四

第四節 仕拂承諾係所屬帳簿様式……………二七二

第五節 出納係所屬帳簿様式……………二八八

第六節 庶務係所屬帳簿様式……………三〇三

第七節 證券係所屬帳簿様式……………三一二

第八節 計算係所屬帳簿様式……………三一七

第九節 計算事務の改良……………三三五

第十節 主簿組織改良と法律上の效力……………三四五

第七章 支店勘定……………三五〇

第一節 支店設置の要……………三五〇

支店設置の利益 支店設置の歸著點……………三五〇

第二節 支店の營業資金……………三五二

本支店運用資金の共通 本支店損益の共通……………三五二

第三節 本支店間の取引勘定の整理方法……………三五四

本支店間の計算方法の二大別 支店に於ける本店勘定口座設定に關する改正意見……………三五四

第四節 支店と他店との爲替取引……………三五四

(一)他店取引に關する支店獨立の計算……………(二)他店に對する本支店の合同計算

第五節 本支店間の資金操縦……………三七七

第六節 仕拂送金爲替手形の勘定を起さざる理由……………三七八

舊來の整理方法 舊來仕拂送金爲替手形の勘定を起したる理由 舊來の整理方法を改正する理由……………三七八

第八章 他店勘定……………三八七

第一節 爲替係……………三八七

第二節 銀行爲替の意義……………三八七

第三節 爲替作用の二方法……………三八八

第四節 爲替漸増の趨勢……………三八九

第五節 他店と爲替取引の締結……………三九一

第六節 爲替係の義務……………三九六

(一)送金爲替の事務 普通送金爲替 電信送金爲替 仕拂送金爲替手形の勘定を起さざる理由……………(二)代金取立の事務 他所代手取立 當所代手取立 再代手……………

(三) 當所荷付爲替手形の事務……………(四) 他店雜勘定……………イ他店手形の受入、ロ他店手形の代拂

第七節 爲替係所屬帳簿の様式……………四二三

他店貸借の表出方法

第八節 爲替尻の操縦……………四四五

(一) 爲替尻操縦の意義、爲替尻操縦に就ての注意……………(二) 爲替尻の整理方法、爲替尻の付替、爲替尻振込、預りの返金、双方付替

第九章 諸利息の計算……………四六五

第一節 各種利率協定の必要……………四六六

(一) 預金利率協定の必要……………(二) 貸出利率協定の必要……………(三) 爲替尻利率協定の必要

第二節 預金利息計算法……………四六七

(一) 定期預金利息……………(二) 當座預金利息……………(三) 小口當座利息……………(四) 當座貸越利息

第三節 爲替尻利息計算法……………四八〇

第十章 決算……………四八三

第一節 決算の意義……………四八三

第二節 決算の準備……………四八五

(一) 未經過引料……………(二) 未拂利息

第三節 所有物の評價……………四八八

(一) 營業用土地建物及什器の評價……………(二) 所有有價證券の評價

第四節 決算の手續……………四九三

(一) 未済損益の振替……………(二) 損益に係る勘定口座の締切及計算……………(三) 資産負債勘定の繰越……………(四) 公告すべき營業報告書

第五節 大陸法に依る繰越手續……………五〇四

(一) 營業終了後繰越日記……………(二) 營業開始前繰越日記

第六節 補助帳簿の締切及繰越……………五一一

(一) 補助元帳の締切及繰越……………(二) 記入帳其他の補助簿の締切……………(三) 舊帳中未済のものゝ新帳に移記するの利便

第七節 支店營業上の損益金處分……………五一四

(一) 營業純益ある場合の本店へ付替法……………(二) 營業純損ある場合の本店へ付替法……………(三) 本店に於ける支店損益に對する付替法

第八節 本支店合算貸借對照表損益計算表の作成……………五一七

目次

- (一) 本支店合算せる貸借対照表……
- (二) 本支店間に於ける未達勘定……
- (三) 未達勘定の整理方法……
- (四) 本支店合算せる貸借対照表のみに仕拂送金爲替手形勘定を設くる理由……
- (五) 支店数多き銀行に於ける本支店貸借対照表の合算法

附 録

銀行條例銀行條例施行細則

大正五年七月一日實施

(目次終)

改正銀行簿記終

改正銀行簿記

畠山豊吉著

第一章 總論

第一節 銀行簿記の任務

現今の社會經濟組織は、殆んど銀行業に關係を持たざるはなき實狀にして、學者の眼を銀行を以て擬するに、金融的社會の心臟器管となせるは故なきにあらず、斯く銀行業は世上百般の業務に關係を有するものなれば、從て其業務の多端にして、之れが取扱ふ事務の複雑繁忙なるや言を俟たず、然るに其れを一系亂れず整然且つ明瞭に整理せんとするものは、即ち銀行簿記の任務なり。

凡そ簿記の要は會計を整理するにあれば、其方法たるや營業狀態に適順ならし

めざるべからず、故に其業態に異なるものあれば、會計整理の方法形式も亦異ならざるを得ず、銀行簿記も銀行業務に適應すべく編成せられ、假令理論に於ては商業簿記の貸借原則と同一なりとするも、帳簿の組織及び其様式に於ては、商業簿記の其れと幾多の相異なるべからず、而して又會計の整理は其營業の内容を知悉するにあらざればよく之れを爲す能はず、されば簿記に通曉するは總て銀行事務を知悉するに到るものとす。

第二節 銀行の業務

銀行の業務は普通(1)預金(2)手形割引貸出(3)證書貸付金(4)爲替等を以て主的業務となし、(イ)代金取立(ロ)信託事務(ハ)保護預り(ニ)仕拂承諾(ホ)有價證券の賣買及び兩替等を以て従的業務と爲し居れり。

(一) 主的業務

1 銀行は廣く公衆より餘裕の金錢を預金として集め、これを主たる營業資金とするものにして、其種類に定期預金、當座預金、特別當座預金、預金手形及び通知預

預金

手形割引
貸出

金等あり、而して商業銀行にありては預金の多寡、又は其増減する状態よりして、其銀行の信用程度並に地位を批判するの標準とせらるる場合多し。

2 銀行は低利にて集めたる資金を、より高き利息を以て貸出運用し、其利鞘を收得し、以て主たる營業收益と爲すものにして、貸出方法に手形の割引、貸付金、當座貸越、通知貸し等あり、就中割引手形は銀行に取りては、他の方法を以てするよりも便利にして、且債權の移轉又は權利行使等に關し利益の點多ければ、商業銀行の多數は貸出方法として、手形割引を以て主要なるものと爲しつつある現状なり。

3 證書貸付金は貸出の一方法にして、期限の比較的長期に亘り、固定する性質を有するものは多くこの科目にて整理せられつつあり、例へば不動産に抵當權を設定し、以て事業新設の資金を銀行より供給する際の如き、其他借用金證書を作成せしめて、貸出するが如き場合なりとす。

證書貸付
金

地方銀行に於て此種貸金の多きを見るは、地方銀行には資金を運用せんとするに當り、商業都會地の如く商業手形資金の需要尠なくして、不動産抵當の貸付若くは固定の性質を帯ぶる貸金を爲さざるべからざる已むを得ざる事情に因るもの

なり、又僻陬の地方に於ては、未だ手形の效力及び其使用方を詳知せざる爲め、借主が舊慣に依る借用金證書を以てするを望まざるが如き場合、此等貸出を貸付金科目にて整理せられたるものなり、現時都會に於ても工業資金又は是れに類似の資金を供給する銀行にありては、貸付金科目のもとに相當多額の貸出あるも、商業銀行としては此種の貸出を爲すもの甚だ少數なり。

4 銀行爲替は隔地者間に於て取引上の貸借を決済するに際し、又は送金其他の事情にて現金を輸送授受する代りに、其間に介在する銀行を通じて銀行送金小切手、手形等を以て之れを決済する方法なり、之れを嚴格なる意義よりせば爲替業務は、銀行の主要業務にあらずして、寧ろ附屬的のものならんも、現今に於ては一銀行の各地方に涉り、少なくして百箇所位、多くしては千箇所に近き爲替取引先を有する銀行あり、日常是等多數取引先と爲替關係上の貸借及び爲替尻操縦等にて實に多忙を極む、而かも其取扱及び帳簿の整理は他の事務より寧ろ複雑にして、銀行事務より見れば重要事務の一たり、若し爲替尻の操縦にして拙なるときは、運用資金を固定せしめ、併せて利息の損失を招くこと亦尠からず、故に習練の行員にあら

爲替業務

ざれば、此事務を處理すること頗る難し、此事務は商業簿記の組合商品の其れより更に繁雜なるものあれば、銀行簿記を學習せんとするは之れに關し周密なる研究をなさざるべからず。

二 從的業務

イ 代金取立の業務は自行顧客は勿論一般の依頼に應じ、銀行は其代理者となり、手形小切手又は賣掛金の領收書等を支拂義務者に呈示し其れが支拂を受くる便法なり、他行又は得意先より手形取立の依頼を受け、其手形支拂地が當所にして當行が依頼者に代つて取立つるものを、當所代金取立手形と謂ひ、反之當行より他行に向け取立の依頼をなせるものを、他所代金取立手形と謂ふ、手形取立の依頼は平常當座勘定其他の取引關係ある先より多くして、銀行が其手形取立済の上は、直ちに依頼者の預金に振替入金する場合多きものとす。

□ 信託業務は、我國にては比較的大銀行に於て取扱はれ現今其行數餘り多からず、而して信託と謂ふも取扱事項極めて狭き範圍のものにして彼の米國に於て行はるゝ如き廣く且つ多數のものに非らず、我國の現状は自行顧客の依頼により、

代金取立

信託業務

保護預り

諸有價證券を保管し、其れより生ずる利子及び配當金を代つて取立つるが如き、又は會社の支拂配當金事務を取扱ふが如き、又は會社の社債發行に際し募集に關する事務を取扱ふが如きは其普通なるものとす。

ハ 保護預りとは銀行が古金銀、公債、株券其他の貴重品の、安全なる保管委託の引受を謂ひ、換言せば自行の堅牢なる金庫に、顧客よりの依頼に應じ、安全に此等を保管するにあり、我國現今の状態は顧客に對する好意的保管の場合多く、故に時としては保管料を徴せざることもあるなり、而して寄託には、封緘寄託あり又開封寄託あり、封緘寄託とは依頼者の嚴封されたるもの、内容如何を詳かにせずして、其儘金庫中に保管し、開封寄託とは寄託物の種類數量を明瞭せるものとす、之れが取扱は現金と同様の周密なる注意を拂ひ、後日に於て間違の生ぜざる様爲さざるべからず。

仕拂承諾

ニ 仕拂承諾即ち引受業務は銀行が得意先の依頼に應じ、得意先の振出せる手形引受を爲し、又は得意先の爲めに輸入貿易に必要な商業信用狀を發行し、又は得意先たる會社が社債發行する場合、其償還及利子支拂に關し保證を爲すなど、銀

有價證券
賣買及び
兩換

行が信用を貸與する業務なり、此業務の一たる手形引受は倫敦、巴里、伯林の如き世界的金融市場に盛んに行はれ、又米國の大都市には昨秋より開始し、我國も今後一層盛にならんとする形勢なり。

ホ 銀行に於て公債、社債、株券の賣買を爲すは、銀行手許に遊金の多き場合に、利子又は配當金を得るの目的に、又は賣買差益を贏ち得んが爲めに之れを運用することあり、時に又顧客の依頼に基き其代理賣買を行ふことあり。

注意

株式會社組織の銀行は自行の株式を買入れることは勿論買取りをもすること能はず、但し商法第一百五十一條第二項の場合には例外なり。

兩換は海外に取引關係ある銀行の多く行ふ業務にして普通商業銀行に於ては甚だ尠なし。

第三節 銀行簿記の由來

明治維新の大業就り、諸種の方面に向つて革新を企劃せらるるに當り、新政府は

財政經濟上先づ金融機關の整備を以て、緊急施設を要するものとなせり乃ち明治五年に國立銀行條例を發布し、民間に銀行設立を慫慂鼓吹すると同時に、一面又會社組織に依る大企業經營に關し、漸次研究を進められたる結果上下大いに其機運勃興せり而して會社組織の事業經營に伴ふて、常に紛紜の生じ易きは會社の會計なり、然るに之れを洋式簿記法に依りて整理するときは、如何に復雜なる會計と雖とも、よく明瞭ならしむる最良の方法なりとなし、於茲政府は翌六年當時大藏省紙幣寮の御雇英人アロレン、シャンド「Alexander Allen Shand」氏に銀行簿記精理なる書を編述せしめ、廣く傳習生を募り之れを學習せしめたり、而して之れを實地に試みたるに成績大いに揚りたれば、一般に其良法たるを感知するに至れり、爾來年を経るに従ひ、實地の經驗に基き夫々適應する處の修正改良を加へ、今日に於ては整整殆んど完備に近し、我國現時會社簿記として、使用しつゝある洋式帳簿は最初銀行簿記其範を示せるものと謂ふも不可なし、而して銀行簿記勘定科目及大藏省に報告すべき營業報告様式に關しては、明治二十六年五月銀行條例施行細則に於て其標準を示し、同三十二年六月之を改正し更に又改正を加へて本年七月一日より之

を実施するに至れり。

第四節 商業簿記と銀行簿記との異同

簿記研究の順序としては先づ商業簿記を以て學習の手解きとなし、其れより冠名を異にせる會社簿記、銀行簿記、官廳簿記、工業簿記及家計簿記等の種類に及ぶを普通とせり、蓋し商業簿記は簿記の一般的原理原則を教ゆるものなれば之れに精通するを得ば、其他如何なる種類の簿記と雖とも、容易に理解することを得んとの前提に基くものとす、簿記の要たるや主として會計の整理にあり、假令其業態を異にし、又取引の順序に於て別ありとするも、歸着する處は金錢の收支を明かにし、以て資産負債及び損益を明瞭ならしむるにあり、故に是れが計算の原則に於ては素より二ある筈なし、されば種々冠名を異にせる簿記と雖とも其の原理の共通なるや論なし。

銀行簿記と商業簿記との異同も亦此處にあり、幾多異なる外觀なきにあらずと雖ども、これ銀行業務は固有商業と異なるものあれば従て事務取扱順序の自然異

簿記學習の順序

計算共通原則

改正銀行簿記

ならざるを得ず、銀行簿記は銀行の會計整理に適應せしむる爲め其日記帳に於て又は補助簿の多數なるに於て又其様式に於て異なるものあるなり、然れども計算の原則に至ては商業簿記と全然同じきものとす。

固有商業は商品の賣買を主とし是れに由て生ずる利益又は手数料の収益を目的とするなり、されば、之れが會計を整理する商業簿記の眼目は商品移動の状態及び其れに由て生ずる損益を明瞭ならしむるにあり、問屋卸賣商の如きは代金に對し手形を以てすることも多く又掛賣買も尠からず、此等取引の整理を複記式簿記法に依り科目と科目を相對立せしめ、貸借状態を明瞭にし、以て債權債務の移轉並に負債の現状を明かならしむるに便宜たるや勿論なり、然れども小賣商は之れに反し現金小賣の多くして掛賣は比較的尠し是れをもし複記式の整理に依らんか餘りに繁雜にして手數多く、實益なきのみならず却て混雜を來たし徒らに勞多きのみ故に複記式よりも單記式の現金仕譯帳を以てするを便利とするなり、同じく固有商業なるに其營業範圍を異にせるにより其れが整理方法の眼目を異にする猶ほ斯の如し、況んや全然業態を異にする銀行事務を整理するには、其方法を異に

するは論を俟たざるものとす。

銀行の業務は金錢の出入多くして、一方に預金の出入あれば他方に亦貸出金其他の出入等あり、其數一日に幾百數十を算ふるものあり、又實際には金錢の出入授受せざるものと雖ども、銀行に於ける振替勘定なるものは、直ちに甲乙債權債務の移轉を生ずるものなるを以て、この振替勘定も金錢の出入ありたるものと看做さるるなり、此等多數の取引を、一々商業簿記の複記式整理法に依り、金銀科目を各勘定に相對立せしむることゝせんか、其餘りに繁雜にして手數を要するのみならず、爲めに整理上混雜を來たし、却て間違を生ずる因となる恐れなしとせず、故に銀行に於ける取引の仕譯法は、金銀科目を一々他の科目と相對立せしめず、商業簿記金銀仕譯帳の整理方法と同様なる、總ての取引を金銀取引とする便法なり、乃ち銀行事務は取引の起る毎に傳票を使用するが故に其傳票を恰かも現金なりと看做し日記帳に記載するなり例へば當座預金として收入したるとき、同科目にて入金傳票を作成し、又當座預金の引出されるときには同科目にて出金傳票を作成し、又手形割引にて貸出をなせるとき、同科目の出金傳票を作成し、其割引手形の返濟あ

改正銀行簿記

るときは、同科目の入金傳票を作成して、夫々關係諸係を經由したる後、入金傳票は日記帳の借方に、出金傳票は其貸方に記載するものとす、銀行簿記の日記帳は、現金出納簿記入と同様、預金として入金し、割引手形として出金し、即ち現金を主として其れに附隨する勘定科目を仕譯する方法なり、これ商業簿記複記式仕譯方法と異なる點なり。

今左に簡單なる一例題を掲げて日記帳の相異なる點を述べんに
現金壹千圓を大正商業銀行に定期預金として預け入る。

商業簿記複式仕譯(島山商店の帳簿)

(借方) 大正商業銀行へ(定期預金) ¥1,000,00
(貸方) 現金 ¥1,000,00

即ち科目(大正商業銀行)と科目(現金)とを相對立せしめて貸借關係を表はしたるものとす。

これを大正商業銀行に於ても亦商業簿記複式法に依りて仕譯するものとせば。
(借方) (貸方)

仕譯相異の點

現金 ¥1,000,00

定期預金(島山商店) ¥1,000,00

となるべきも銀行は上記の仕譯方法に依らずして現金に附隨せる定期預金なる科目に銀行自身が直に相手方となる單記式仕譯法なり、即ち下記の傳票を作成して日記帳の借方に記載するのヲ、故に朱書にて示すが如く傳票の裏面に必ず現金の附隨しあるものと觀念するときは傳票其物を現金と看做し取扱ふことを得。

大正 年 月 日

入金傳票

現金	定期預金	勘定	科目	金額	備考
¥1,000,00	1,000,00		島山商店		

日記帳

借方

大正 年 月 日

貸方

振替	摘要	元丁	振金	替額	現金	金額	合計	振替	摘要	元丁	振金	替額	現金	金額	合計
	(定期預金)				1,000,00										
	島山商店														

會計整理の方法は已に略述せる如く、其營業狀態に適順ならしめざるべからず、故に勘定科目の制定分類の如何を見て、其業態の大體を窺知することを得べし、毎決算期に公告さるる銀行貸借對照表を一瞥せば、其銀行の營業の範圍及び繁閑を豫想するに難からず、商業簿記に於ける科目の制定分類と、銀行簿記の其れと異なるものあるは勿論にして、之れ即ち其業態の異なるが爲なり、左に銀行及び商店の貸借對照表を掲げて勘定科目制定の相異を概説するに代へん。

注意

1 株式会社組織の營業は其の固有商業なると其補助機關商業なるとを問はず商法第九十二條第二項の規定に基き毎決算期に其の營業報告を公表せざるべからず、もし此の公告を怠るときは同法第二百六十二條の二の第二號に依り取締役は五百圓以上五百圓以下の過料に處せらる。

2 銀行條例第四條に「銀行は毎半箇年貸借對照表を製し新聞其他の方法を以て之れを公告すべし」又同第十條に於て「公告を爲さず又は公告中に詐偽の陳述を爲し若くは事實を隠蔽したるときは行主代表社員又は取締役を五百圓以上五百圓の過料に處す」と規定ありて銀行は必ず貸借對照表を公告せざるべからず。

株式会社 大黒屋呉服店大正 年前半期貸借對照表(假設)

資産之部		負債之部	
一 什器 勘定	七九、一八二、八七〇	一 資 本 金	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一 商品 勘定	六二一、一五六、五五〇	一 積 立 金	二五、〇〇〇、〇〇〇
一 賣掛 勘定	七〇、四〇二、二〇六	一 社 債 勘定	二五〇、〇〇〇、〇〇〇
一 假拂金 勘定	七四、九六四、七六八	一 買掛 勘定	四、一三三、四一〇
一 銀行預金 勘定	八一、七八五、九五〇	一 諸預り金 勘定	一〇三、〇五五、七二五
一 現金 有 高	八、六九八、六八三	一 前期繰越金	二二、五六二、四八〇
		一 當期純益金	三一、四三九、四一二
合 計	九三六、一九一、〇二七	合 計	九三六、一九一、〇二七

株式会社 崑山銀行大正 年上半年期貸借對照表(假設)

資産之部		負債之部	
一 證書貸付	四六五、五八〇、〇〇〇	一 公 金 預 金	二二、一六三、七一
一 手形貸付	八一七、一二六、二七	一 定期預金	三、四一六、四二四、一八
一 當座貸越	一、〇二五、七八九、一三	一 當座預金	二、六九〇、六六一、〇四
一 割引手形	六、一九九、六九七、三一	一 特別當座預金	一、二三一、二三八、〇九
一 コール、ローン	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一 通知預金	二七一、一六七、九四
一 荷付爲替手形	一一七、九四〇、〇一	一 仕拂送金爲替手形	七、八六三、〇四
一 預 け 金	一一五、〇一三、五七	一 借 入 金	四四五、〇〇〇、〇〇

銀行簿記
には補助
簿多し

改正銀行簿記

一仕拂承諾見返	二三〇、七九二、五〇
一他店へ貸	三三〇、五八七、三七
一有價證券	三九二、六五〇、〇〇
一營業用地所建物及什器	一一五、二四六、八六
一拂込未済資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
一現金有高	二三五、九〇八、九三

合計 一一、二四六、三三一、九五

一六

一仕拂承諾	二三〇、七九二、五〇
一他店ヨリ借	三六五、六四七、七一
一資本金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
一積立金	二八五、〇〇〇、〇〇
一未拂配當金	二五二、四〇
一前期繰越金	六、九三三、一八
一未經過割引料	四六、九二二、六三
一未拂利息	七三、七三三、九二
一当期純益金	一五二、五三一、六一

合計 一一、二四六、三三一、九五

商業簿記と銀行簿記との組織に於て一見相異なる如きは、銀行簿記に於て補助簿の種類及び其數の多く従て其様式も亦多様なるが爲めなり、これ銀行業務の日常現金出入の頻繁又取扱事務の多端にして其れが整理の普通商業に比し頗る繁雜にして、此等多數のものを整理明瞭ならしむるには、夫々補助簿に依るにあらざれば克く爲す能はざるが爲なり。

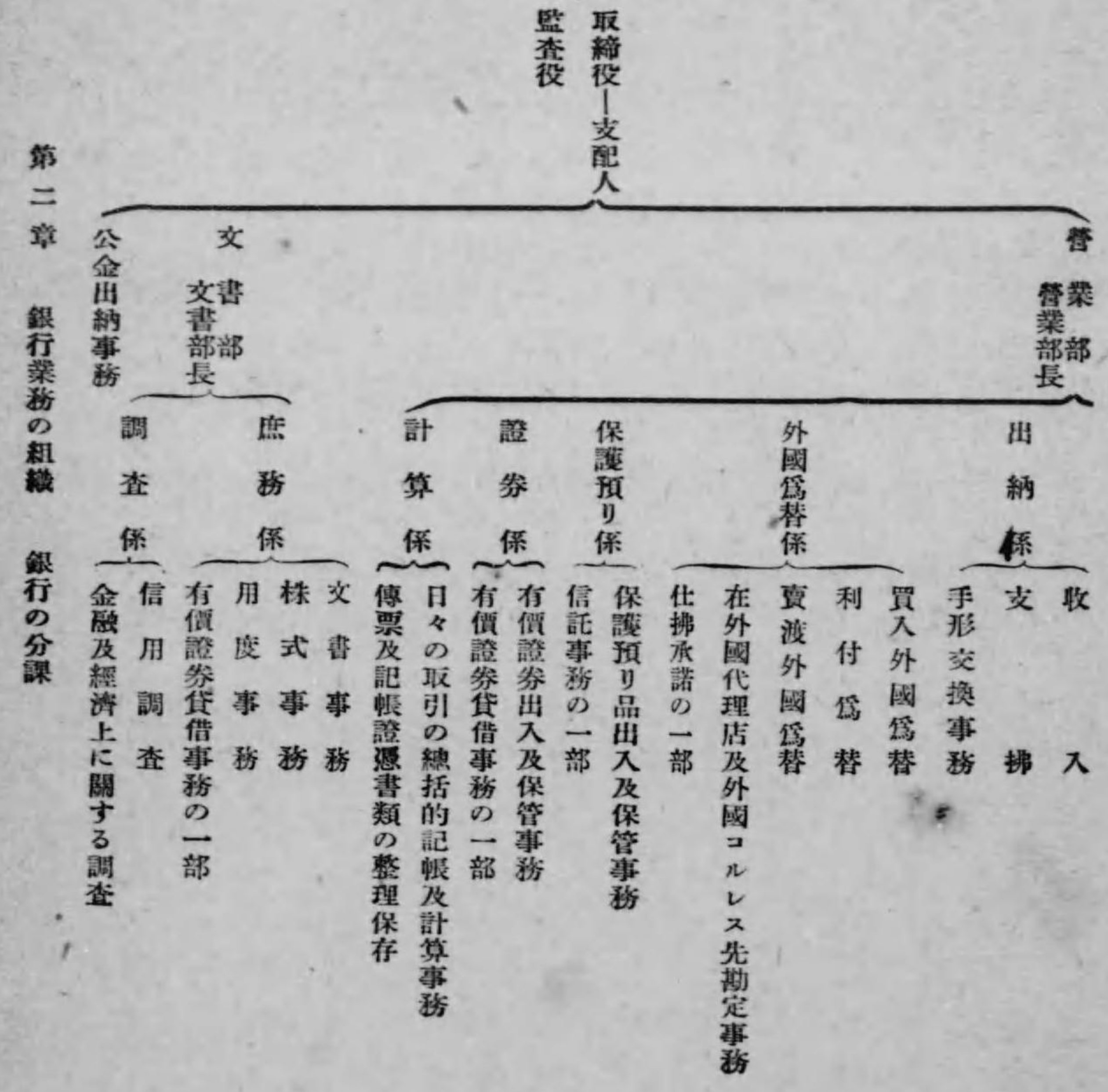
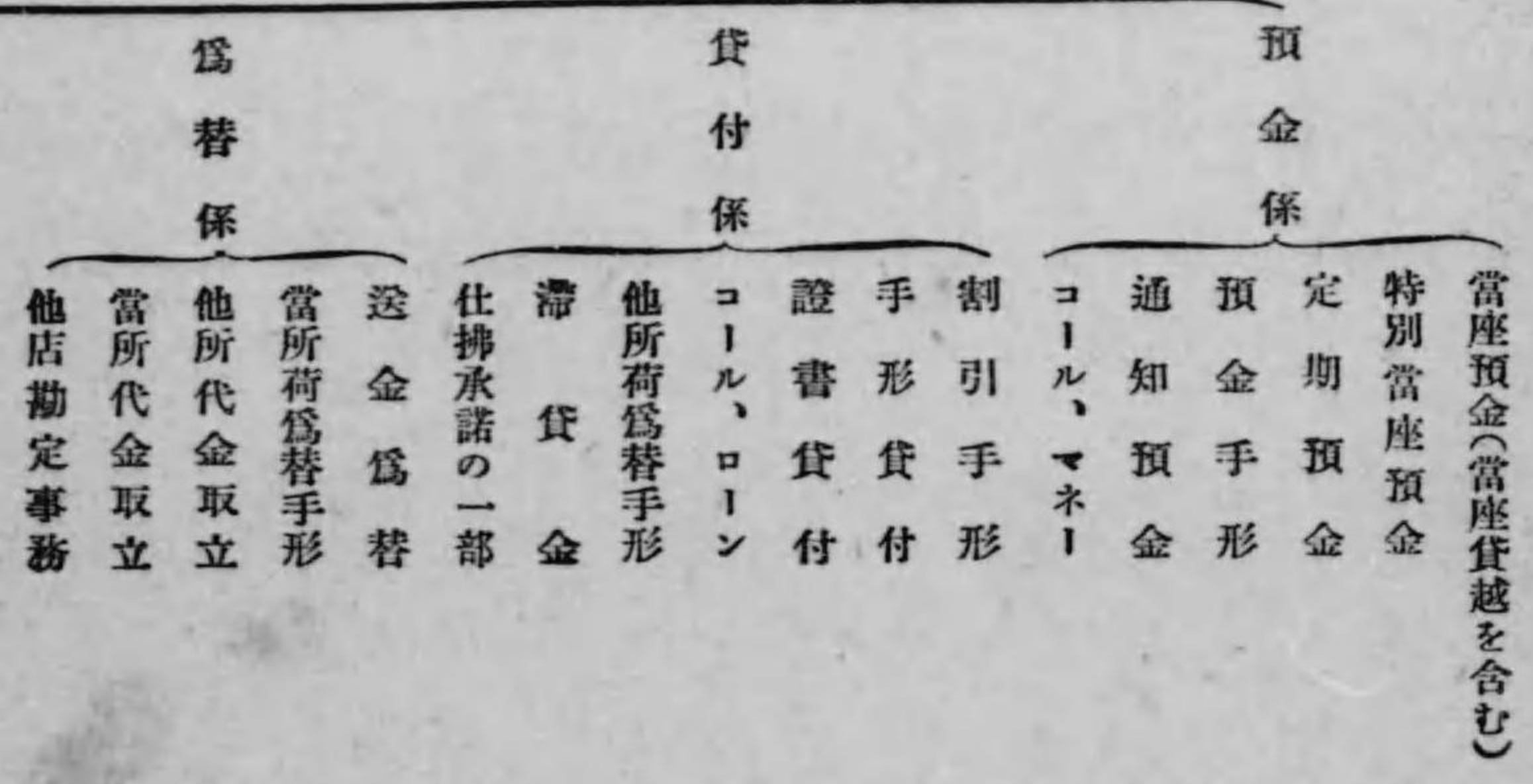
凡そ如何に複雑なる會計と雖とも、其の補助簿の種類及び其の様式を適當に按

排し、主簿との聯絡を完ふせば、會計をして明瞭に且つ整然たらしむることを得べし。

第二章 銀行業務の組織

第一節 銀行の分課

我國に於ける銀行の種類に紙幣を發行し得る銀行として日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行あり、其他特種の性質を帯びたる横濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行及び貯蓄銀行ありて、他は殆んど商業銀行なり、其組織より見れば會社組織なるあり、箇人經營なるあり、是等營業の内容に於ては夫々特色を有するや勿論なり、又業務の繁閑に依り使用人員の多きあり、寡きあり、隨て其事務の分擔も各銀行の便宜に基くものにして、素より劃一的なる能はずと雖ども、商業銀行の内部組織の大様は略々左記の如きものにして、之れを或は更らに分課し或は併合し其事務分配の調和を計るにあり。



第二章 銀行業務の組織 銀行の分課

第二節 銀行業務執行の幹部

取締役

(一) 株式會社組織の銀行には大抵取締役數人ありて、其内一人が専務取締役となり、銀行を代表して業務を執行す、他は所謂平取締役にして取締役會(重役會議)に出席し、總會の決議したるもの又は定款を以て規定しある範圍内に於て其實行方針及其れが内規等を議定するものとす、又常務取締役なる名稱の下にて専務取締役を輔佐すると同時に銀行の重要事務を分擔するもあり。

監査役

(二) 監査役は銀行業務の取締役が營業範圍内に於て、正當にして善良なる業務を執行せるや否やを、監査し又平常其れが監督し居るべきものとす。

個人組織の銀行にありては出資者なる行主自ら其經營に當るか、然らずんば行主の代理たるべき總支配人又は支配人が銀行業務の總てを執行するものとす。

銀行業務執行代表者の名稱上の法律上の關係

我國の會社組織の銀行に於て、業務執行者たる所謂重役の名稱に或は社長と稱し、或は専務取締役と呼び、或は頭取と唱へ或は取締役會長と名け居るも、これは銀行の性質又は定款の規定に因て種々なる名稱を用ゐ居るも法律上より見れば

支配人

副支配人又は代理人

ば銀行業務の執行機關たる取締役の通俗上に使用せらるる別名に過ぎず、日本銀行、正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行、北海道拓殖銀行等の半官半民の特種銀行には其の主腦者を總裁と稱し、次長者を副總裁と唱ふるも民間銀行の取締役と同意義にして、名稱を異にする爲めに法律上の權限に於て全然差異ありとするものにあらず、又總監督、顧問、相談役等の名義の下に、世間知名の士を羅列するを見るも、法律上に於ては特別の權能を有するものにあらずして、銀行の歴史的關係等より定款内規等によりて設置し、畢竟銀行の名聲若くは信用を維持し、其銀行に於ける所謂元老の役員なり。

(三) 支配人は取締役又は行主の命に従ひ、又は銀行業務執行範圍内に於て、營業上の總ての業務を執行し、銀行外部に對する文書等には署名をなし、銀行を代表することあり、銀行内部に於ては取締役又は行主を輔け、一般の行務及使用人を取締り、其の任免黜陟の權を掌握し居るものとす、支配人の人物手腕等は繫て其銀行の盛衰に關する重要な使用人なり。

(四) 副支配人又は代理人と稱し、支配人の職務を輔け、銀行の全事務に參與し、時

に支配人の缺位若くは事故等のある節は其代理をなし、又重要なる會議にも參列して其議決の數に加はるるが如き、支配人に亞ぐ重要なる地位にありて普通其職務は支配人代理者として預金の諸證書及諸手形等に署名をなし、又支配人を輔佐して銀行内部事務統轄の任に當るものとす。

第三節 營業部と文書部

(一) 銀行業務にして擴大し、事務取扱の數も亦繁多なるに従ひ、事務分擔は益々細分せられて愈々分業的となるは當然なり、例へば從來一行員にて三勘定科目の事務を兼ねたるものも二人となり又三人と分擔せざるべからざるに至る、斯くの如くにして益々分業的に執務上の効果を擧げ、而して良く之を綜合せざれば組織の大なる業務を澁滞なく統轄すること能はざるべし、茲に於てか事務分擔の問題は大に考慮を要する事となるものとす、現今大銀行と稱せらるる銀行に於て營業部と非營業部(文書部)とに分課し執務しつあるもの多し、然れども未だ取扱事務の尠なき所謂小銀行にして其營業の範圍狭少に行員も少數なる銀行は殊更に之

銀行の大
小と其事
務の分擔

を眞似るの要なかるべく、殊に地方に在る銀行にして得意先の多く土着人にして其信用程度既に分明し、何等調査するの要なき處にありては、此の分擔方法は勿論必要のなきものなるべし。

營業部

(二) 營業部とは銀行の店舗に出て顧客と直接應對して、業務を取扱ふ所謂營業課を云ひ、其銀行の性質と事務の繁閑とに依て、各行夫々事務の分擔に異なるもあるべしと雖ども、前掲本章第一節に述べたるものを分合調和して事務を分課するものとす。

非營業部

(三) 非營業部(文書部)とは營業部の如く店舗に出て、顧客に直接折衝するにあらず、所謂幹部に直屬して銀行の内部的事務の全般を分擔處理するものとす、前掲試みに庶務係と調査係となせしも其執務上の便宜により更に小分して事務を分擔せしめ、又夫れに適宜の名稱を附して可なるものとす、例へば營業部員の行へる事務の常任検査をする爲に検査係を設置するが如き、又は多數の支店を有する銀行にありては本支店間の取引を計算及統轄する爲めに司計係の如きものを設置して其れが専任に當つるが如き、其銀行の實情を斟酌して分課し執務上の便宜に従ふ

て可なり。

庶務係

イ 庶務係は秘書的事務としては行員の任免黜陟及び銀行に於ける秘密書類の取扱、又文書事務としては外部に對する契約諸書類の起草、他行と爲替取引契約の締結及び法律上に關する事項、其他銀行にて重要な文書の往復に關するものを取扱ひ、株式會社組織の銀行なるときは自行株式の名義書替事務の如き又は用度事務の如き其他營業部にて取扱はざる雜務の處理等に任じて便宜なるべし。

調査係

□ 調査係は得意先の信用を取調べ或は某得意先に對しては更に信用取引を擴大すべきや否や、或は某得意先に對し警戒を要するや否や等常に其れが注意を怠たらざるものとす、又は貸出金擔保品となるべき諸有價證券及諸商品の種類時價等を調査して貸出金擔保品としての可否及び貸出價格を内定するが如き其他營業上必要なる總ての事項に就き調査の任に當るものとす、又この係をして預金其他の顧客の勧誘をなさしむるが如き亦便宜なしとせず。

第四節 公金出納事務

銀行に於ける公金出納事務は官府よりの命令又は契約に依り取締役又は支配人が金庫出納役となりて取扱ふものなり。

公金の收納は歳入徴收官(國稅に關しては稅務管理局長、稅關長、其他の歳入に關しては各省會計關係の部局長、或は其歳入の因て生ずる事務を擔任する部局長、或は北海道廳長、官、府、縣、知事若くは其委任を受けたる官吏)の發付したる徵稅令書又は納入告知書又は納付書に依て現金又は小切手(銀行の保證小切手)を以て之を收納し、其仕拂は仕拂命令官(國務大臣若くは委任を受けたる官吏、各省總務長官、局長、又は北海道廳長、府、縣、知事等)の發せる處の仕拂命令に依て、之を支出するものにして官廳の現金出納を取扱ふにあり、又地方自治團體例へば市の如きは市收入役の指示する處に從て其公署の現金出納事務を取扱ふものとす。

會知告入納 印 右大正 年 月 日 自 月 至 月 何々月分 但 何處寄跡地所貸下料 何々月分 納入告知書發行者官氏名 大正 年 月 日		第 號 年度 何那 何村 何誰 納	經 帶 官業 及 官有 財產 收入 官有 物 官有 物 貸下 料 某 官 主 管 取 扱 廳 名	省 主 管 取 扱 廳 名
書 證 收 領 右 領 收 候 也 但 何處 寄跡 地 所 貸 下 料 自 何 月 至 何 月 何 月 分 大 正 年 月 日 何 地 金 庫 圖		第 號 年度 何那 何村 何誰 納	取 扱 廳 名	金 庫 印
書 知 通 右 領 收 濟 付 通 知 候 也 大 正 年 月 日 何 地 金 庫 圖 徵 收 官 官 氏 名 取 扱 廳 圖		第 號 年度 何那 何村 何誰 納	經 帶 官業 及 官有 財產 收入 官有 物 官有 物 貸下 料 某 官 主 管 取 扱 廳 名	金 庫 印

大 正 年 月 日 第 號 某 年 度 處 出 經 常 部 何 誰 渡 金 四 也 何 地 金 庫 圖	住 拂 命 令 官 御 印
住 拂 命 令 官 第 號 某 年 度 處 出 經 常 部 何 誰 渡 金 壹 千 貳 百 五 拾 圓 也 何 地 金 庫 宛 大 正 年 月 日 住 拂 命 令 官 官 氏 名 圖 本 行 ノ 金 額 此 住 拂 命 令 持 參 人 住 拂 可 有 之 候 也	住 拂 命 令 官 御 印
案 內 住 拂 命 令 乙 第 號 某 年 度 處 出 經 常 部 何 誰 渡 金 四 也 何 地 金 庫 宛 大 正 年 月 日 金 庫 へ 送 付 住 拂 命 令 官 官 氏 名 圖	住 拂 命 令 官 御 印

第五節 公金預金と公金保管金

(一) 公金預金 銀行に於て取扱ふ公金出納残額を其儘直に預金となるやと云ふに、公金預金となる場合と然らざる場合とあり、左に預金となる場合及び其種類を略説せんに。

イ 國庫金の預金となる場合

『國庫金出納一時貸借ニ關スル件、第一條政府ハ國庫金出納上一會計年度間餘裕アルトキハ相當ノ利子ヲ徴シテ之ヲ當座預又ハ定期預トシテ日本銀行ニ預ケ入ルコトヲ得』とありて日本銀行に於ける政府預金は之を指すものにして普通の商業銀行には之れ無きものとす。

ロ 府縣郡公金の預金となる場合

『府縣制郡制ニ依ル費目流用並財務ニ關スル件、内務省令第二十二條ノ二、府縣知事ハ當該年度ノ豫算ニ屬スル現金ヲ支出ニ妨ケナキ限度ニ於テ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ニ運用ヲ許スコトヲ得』

前項ノ場合ニ於テハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ府縣知事ノ定ムル所ニ依リ利子ヲ府縣ニ納付スヘシ』府縣知事は銀行(其地方農工銀行に取扱はしむるを通例とするも又例外なきにあらず)と契約を締結し、銀行をして其公金の出納を取扱はしむることは勿論又府縣知事は前記省令に基き自己の見込を以て預金と爲すことを得るなり、右の如くなれば各府縣知事の見込の異なるに依り公金を預金とする件も亦異なるものあるべしと雖ども、公金の出納残額の全部を其儘取扱銀行に預金とするは稀なるべくして、多くの縣は其一部分、即チ現金ヲ支出ニ妨ケナキ限度を預金とせらるる實例は多く見る所なり、農工銀行に於ける公金預金として纏りたる金額、即ち幾十萬圓又は幾萬圓と云ふが如きものにて、圓位以下の端額の無きは多くの場合此種の公金預金に屬するものなり。

又邊陲なる地方に於て公金取扱の招牌を掲ぐる銀行を見るは常なり、こは國庫公金にありては日本銀行、府縣公金にありては農工銀行の代理取扱を爲す所のものにして、平常幾許かの公金出納残額を有せんも、其残額を其儘直ちに其銀行に公金預金と爲すものにあらざるべし。

ハ 特別會計に屬する公金預金

『帝國鐵道會計法第十四條本會計所屬出納官吏ノ保管スル現金ニシテ金庫ニ委託サレタルモノニ付テハ相當ノ利子ヲ徴シテ日本銀行又ハ其代理店ニ預ケ入ルコトヲ得』とあり鐵道會計の公金は取扱銀行に其日々の出納殘額全部を其儘預金と爲すことを得るものにして、我國に於て金庫制に對する預金制を執りたる新實例なり。

ニ 地方自治團體の公金預金

市の如き自治團體は銀行と契約を締結し、市公金の出納事務を銀行に取扱はしむることを得るなり、此場合には其日々出納殘額の全部を直ちに預金と爲すことを得るが故に、都市に於ける普通商業銀行にして公金預金を有するものは多くの場合此種に屬するものなり、是亦前項鐵道會計と同じく預金制を執れるものなり。公金預金となるものは右に述べたるイ、ロ、の金庫制に於ける一部預金と、ハ、ニに於ける預金制の孰れかに依らざるべからず、而して商業銀行が日本銀行の代理となりて國庫金を取扱ひ、又は農工銀行の代理となりて府縣金庫事務を取扱ふも、金

公金保管

庫制にある公金の其出納殘額なる手許現金を直ちに公金預金とすること能はず、普通には之を現金の儘にて保管し、常に銀行營業資金とは截然區別し置かざるべからず、これ金庫制の精神なりとす。

(二) 公金保管金、公金にても預金となりたるものは、普通預金と共に銀行は之を自由に運用し利殖を圖り得るも、金庫制に依る保管金は決して運用利殖を銀行に許すものにあらずして必ず現金の儘にて保管せざるべからず、之を現金にて保管するも若し萬一にも不幸にして銀行が破産の状態に陥り、手許現金の差押へを受る事ありとせんか、此場合營業資金と公金現金を營業用の金櫃に混同保管しありとせば、全部之を營業資金と看做され強制を受くるの厄なしとせず、此場合に臨み帳簿を以て營業資金と公金保管金との區別を抗辯し、差押現金中より公金なるの故を以て其額を引離さんとすも法律上其效果甚だ疑し、例へば五萬圓の現在金中四萬圓は營業資金にて壹萬圓は公金保管金たるは帳簿上に於て明瞭なりとするも、此五萬圓全部を營業資金と看做され差押を受くるの虞ありと云ふにあり。然るに公金保管金を營業用の金櫃と區別し置かば、公金に對しては營業上の爲

めに差押を受くることなし、是れ營業資金は銀行の債權者に對し一般擔保たるに反し、公金保管金は銀行の普通營業と離れたる別箇の性質を有するものなるが爲めなり、故に公金にても預金と爲りたるものと、保管金とは截然たる區別を有するものなり。

金庫制と
預金制

(三) 金庫制と預金制 公金出納に關し常に金庫制を固持するは、出納殘餘額を現金の儘にて銀行に死藏するの結果となり、爲に一般金融市場を壓迫する惡影響を來すものなれば、之れが調節を圖らんとして一部預金制を採り前記イ乃至ニの如き制度を加味せり、これに依りて國庫と一般金融市場との間に融通するの阨道を穿ち、所謂變通の途を開きたる特別の規定なり、然れども國庫出納の精神は依然たる金庫制と謂はざるべからず、著者の希望を以てせば金庫制を廢し、全部預金制に改めざるべからずとするものなり。

右兩制度に伴ふ公金預金及び公金保管金の意義今一步明瞭ならしめんが爲め、次に國庫金出納に關する略述を試んに

國庫組織の未だ完備せざる時に在りては各官廳は皆各別に金櫃を設置し其經

費の出納は銀行又は富豪に命じて取扱はしめたることあり、後又國庫金の管守出納は全部大藏省の專管となし、大藏省には金庫局を設け現金の管守と出納を掌らしめたるが、明治二十二年金庫規則の制定せられ、且又會計法第三十一條に基き金庫の事務は日本銀行が之を管理する事となれり、而してこの金庫なるものは國庫に於て保管出納する現金を取扱ふ所にして、之を分て中央金庫、本金庫及支金庫の三種とし、中央金庫は東京に、本金庫及び支金庫は、大藏大臣の必要と認むる地に各之を置き、支金庫は本金庫之を統轄し、本金庫は中央金庫之を統轄し、而して大藏大臣は全體の金庫を管理し、必要ある時は何時にても官吏を派遣して金櫃帳簿を檢査せしむることとせり、日本銀行は國庫の現金の保管出納に關する一切の責任を負ひ、各地に散在する本金庫及び支金庫の事務は日本銀行の支店又は代理店出張所をして取扱はしむるものなれば、日本銀行總裁は金庫出納役にして支店長出張所長は其代理者なり、又國庫金と營業資金とは截然たる區別をせざるべからざる爲め日本銀行には營業部の外に國庫部を設け、金庫の現金保管出納を取扱ひ如何なる場合にありても、金庫の金櫃帳簿は銀行營業部の其れと混淆する能はざるも

のとせり、故に金庫に如何程現金の残存するも銀行は其れを運用すること能はずして現金の儘にて保有せざるべからず、即ち保管に限りて其の流用を許さざるは金庫制の精神なり、斯く國庫部と營業部との間に城壁を築きて融通し能はざる爲め、時には金庫に巨額の現金を徒らに集積して一般金融を澁滞ならしめ、又時には金庫には現金尠なく爲めに種々なる不便を來たすこともあるべし、斯く當に金庫制を固守して財政及び金融上に不便不利を來さしめんよりは、日本銀行の營業部と國庫部との間に互に有無相通ずる途を開かざるべからずと爲し、乃ち其の便法として明治二十七年法律第十六號を以て國庫金出納上一時貸借の制を公布し、政府ハ國庫金出納上一會計年度間餘裕アルトキハ相當ノ利子ヲ徵シテ之レヲ當座預又ハ定期預トシテ日本銀行ニ預ケ入ルコトヲ得、又一時不足ヲ生スルトキハ相當ノ利子ヲ附シ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得と定め政府と日本銀行と貸借勘定を爲すことを得せしめ、其れが融通の途を開きたり。

又府縣に於ても府縣金庫あり、其種類は府縣本金庫及び府縣支金庫の二種とし、本金庫は府縣廳の所在地に置き、支金庫は府縣知事に於て必要なりとする地に置くこととせり、金庫の事務を普通の商業銀行又は農工銀行に取扱はしめ、而して府縣公金出納上の規定は國庫金の場合と、略ぼ同一の精神なるは前述せる所に依りて明瞭すべし。

又鐵道特別會計に於て帝國鐵道の收入は、便宜の銀行に預金と爲すことを得せしめ、預金制の實例を開きたりと雖ども、これ特例にして一般會計は依然として金庫制なり、故に日本銀行の代理店として本金庫又は支金庫を擔任する多數の地方銀行は大藏省検査官の出張せられたる場合には、公金殘餘金を現金にて保有し、其検査を受けざるべからず、世上俗に公金の見せ金とは是を指稱するものにて、これ公金取扱ひ銀行に於て、自然公金取扱上の殘餘金を一時營業資金に融通することあるべきを語るものにあらざる乎、此點に就き爰に明述するを憚るものあるなり、故に國庫金府縣公金又は地方自治團體の公金を取扱ふ銀行に於て前述イ乃至ニの場合を除くの外には公金預金なるものある筈なしと著者の信ずる所なり。

然るに地方銀行中其決算報告に公金預金なる勘定科目の下に何千何百何圓何十何錢何厘の負債勘定を往見する所なり、此公金預金は前述イ乃至ニの場合に屬

するものとせば勿論可なるも、若し然らずして一般會計に屬する公金又は府縣公金の取扱殘餘金其のものを漫然直ちに公金預金とせるが如き場合には、これ全く法規に違背せる取扱ひにして斷然廢すべきものなり、其の銀行經營者にして之を知りつつ、殊更に公金預金の科目を掲ぐるものとせば一の政策を含むものなるべく、即ち公金取扱銀行としての信用を世間に廣告する意味に利用せるものにあらざる乎。

(四) 公法人團體よりの公金預金 以上は専ら國家及地方自治團體の公金預金と公金保管金との區別を説述せるものにして、金庫出納事務取扱銀行の前述イ乃至ニの公金預金は勿論、著者は更に地域を有せざる公法人たる團體よりの預金をも公金預金科目を以て整理せんとするものなり、故に金庫出納事務取扱銀行以外の銀行に於ても、公法人團體よりの預金あるときは之を整理するに公金預金科目を以てするあり。

然るに日本赤十字社、濟生會其他の公益目的團體中には、總裁理事又地方支部長として現職官公吏其任に膺り、一見官廳事務と誤解し易く、此等團體よりの預金も亦漫然公金預金なるが如く考ふるものあらんも、是皆民法上の財團法人にして、公法人たる團體と同科目の整理を爲すべきものに非らず、故に日本赤十字社、濟生會等よりの預金は當然普通例へば定期、當座等預金科目を以て整理すべきものと著者は信ずるなり。

◎公金預金科目を以て整理すべきもの

- 一、 國庫金 前述イ及ハの場合 一、 町村公金
- 一、 府廳郡公金 前述ロの場合 一、 府縣、郡、市、町、村立の大學、高等商業
- 一、 市公金 前述ニの場合 高等工業、中學、小學校、圖書館、公會

堂、病院等の基本金を預金せられたる場合

(地域を有せざる公法人團體よりの預金を公金預金とすべきもの)
例へば

- 一、 水利組合及水利組合聯合會 一、 農會
- 一、 北海道土功組合 一、 商業會議所

一、同業組合及同業組合聯合會

一、其他の公法人たる團體

◎普通の預金科目にて整理すべきもの

(民法の規定に基き設立されたる財團法人よりの預金)

例へば

一、日本赤十字社

一、濟生會

一其他の私法上の財團法人

第三章 勘定科目

第一節 勘定科目の意義

銀行に於ける取引を會計整理上の便宜より、其取引の性質に従ひ夫々適當なる名稱を附し、分類記帳の標準とせる其名稱を勘定科目と云ふ。

第二節 勘定科目の設定

凡そ何種の業を問はず其れが會計を整理するには、必ず取引を分類記帳するに標準たるべき勘定科目を設定せざるべからず、而して勘定科目は一見其何種の取引たるやを知るに足る様名稱を附すべきなり、若し其名稱の妥當ならずして取引の性質を了解し能はざるか、又は科目分類の亂雜にして統一なき時は、會計の整然と其明瞭を缺き、爲に種々の不便と不利益を蒙ること尠なしとせず、況んや信用を中樞とせる銀行業にありては、其會計を明瞭にすべきは勿論、殊に毎決算期に營業

状態を公告すべき義務を負ふものなれば、勘定科目を一見して其何種の取引なるやを直ちに了解し得る様一層其れが制度に關し考慮を費さざるべからず。

第三節 勘定科目の分類

本年七月一日より實施せられたる改正銀行條例施行細則にて、勘定科目の名稱及び分類が舊來の其れに比し頗る精細に規定せられたり、これ政府當局者は貸借對照表に依り、直ちに銀行營業の内容を窺知するに易からしめ、依て監督上の便ならしめんとの用意に出たるものなるべし。

銀行は勘定科目を分類設定するに際し、改正細則に準據せざるべからざるは勿論なるも、其營業状態を尙一層明瞭ならしむる爲め、細則に於て示さざる勘定科目を増設し、又は細則に於て示せる標準科目を更らに細分して其足らざる處を補ひ會計状態を明細ならしむるは、條例の精神に違背せるものにあらざるべく、却て政府當局者が銀行業者進んで斯の如き體度に出るを要望し居るにあらざるやを推するものなり、銀行條例及同細則に於て從來より精細嚴重になりたるは、銀行業の

健實なる發達を企圖せんとの趣旨にあるべしと雖も、銀行業の健實なるものは常に法律の完備に依て得らるるものにあらず、寧ろ銀行業者の善良なるに若かざるが故に、假令條例及細則に規定なしと雖も銀行會計状態を一層明瞭せしむべきことは賢明なる銀行家の執るべき措置の一なるを信ずるなり。

これが些々たる一例なるも決算期に於ける本支店間の未達勘定を整理するが爲めに、特に仕拂送金爲替手形の勘定科目を増設するが如き、又は他店に對する貸借を單に他店より借、他店へ貸なるものより此兩勘定を各々更に仕向口、被仕向口に區別するが如き是なり、又各行の營業状態の異なるに依り其他種々なる細分科目を以てするものもあるべし。

今假りに左掲の如く諸貸出金、諸預金等の大科目を用ひたるも素より便宜上なせるものなれば斯る大科目を設けざるも差支なし。

第三章 勘定科目 勘定科目の分類

資本主勘定

拂込未済資本金	資本金
	積立金 { 法定準備金 何償却積立金 何積立金
	未拂配當金
	前期繰越金
	○当期純益金

損益勘定

(損失=屬スル勘定)	(利益=屬スル勘定)
支拂利息	受取利息
支拂割引料	受取割引料
支拂手数料	受取手数料
何賣買損(例へバ有價證券)	有價證券利息
滞貸金銷却	株式配當金
有價證券價格銷却	何賣買益(例へバ有價證券)
何償額銷却(例へバ營業用建物)	何償還益(例へバ有價證券)
税金	雜益
給料
旅費
營業費
雜費
当期純益金○	何積立金戻入
	前期繰越金

四三

借方 資産負債勘定 貸方

(資産=係ル勘定)	(負債=係ル勘定)
諸貸出金 { 證書貸付 手形貸付 當座預金貸越 コールローン 割引手形 他所荷付爲替手形 滞貸金	諸預金 { 公金預金 當座預金 特別當座預金 通知預金 定期預金 仕拂送金爲替手形
●買入外國爲替	●賣渡外國爲替
●利付爲替手形	●借入金 { 借入金 コールマネー 再割引手形
預ケ金 { 日本銀行預ケ金 他銀行(例へバ親銀行へ)預ケ金 振替貯金	他店ヨリ借 { 他店ヨリ預リ(被仕向口) 他店ヨリ借越(仕向口)
他店へ貸 { 他店へ貸越(被仕向口) 他店へ預ケ(仕向口)	仕拂承諾
代理店へ貸	●借入有價證券
仕拂承諾見返 { 大藏省證券 諸公債證券 { 内國債證券 外國債證券 地方債 社債券 株券	未拂利息
有價證券	未經過割引料
貸付有價證券	
所有物 { 地金銀 營業用土地建物什器 所有物動産不動産	
金銀 { 現金 小切手	

改正銀行簿記

四二

第四節 資産に係る勘定

諸貸出金
勘定

銀行の資産に係る勘定は動産不動産及び債権の三種を總括したるものなり。

甲 諸貸出金勘定

貸出は商業銀行の業務中預金と併び重要な業務にして、これが運用の巧拙は収益上の成績に係るは勿論、又其れが一步を誤るときは銀行の破産閉行の悲惨を招くの因も亦茲に醸成すること多し、銀行家たるものは細心以て常に周密なる注意を其れが運用に拂らはざるべからず。

證書貸付
勘定

(一) 證書貸付勘定 は一定の期限を定め借用證書を作成せしめて貸出せる取引にして期日に到り元金の返済と共に利息を受取る貸付金を整理する勘定なり(詳細は第五章第二節貸付係章中證書貸付に譲る)。

手形貸付
勘定

(二) 手形貸付勘定 は得意先より一時の融通を銀行に求めらるる場合其要求に應じ手形の割引を以て爲したる貸付金を整理する勘定なり(詳細は第五章第二節貸付係章中手形割引の貸出及手形貸付勘定に譲る)。

當座預金
貸越勘定

(三) 當座預金貸越勘定 は當座預金取引先に對し、一定金額の貸越を契約し置き取引先は預金額以上に其貸越極度まで小切手を隨意に振出すことを得、又何時にても其れを返済し得るものなれば、取引先に取りては頗る便利なる借金なり(詳細は第五章第一節預金係章中の當座貸越に譲る)。

コール、
ローン、
勘定

(四) コール、ローン勘定 は銀行が纏りたる資金を短期にて運用し、出手(貸出た方)又は取手(借受けたる方)の何れかよりの通知に依り返済さるべき通知貸金を整理する勘定なり(詳細は第五章第二節貸付金係章中のコール、ローン及びコールマネーに譲る)。

割引手形
勘定

(五) 割引手形勘定 は商取引の結果に依りて振出されたる爲替手形又は約束手形を期日迄の割引料を手形面金額より控除したる價格にて買入れたる取引を整理する勘定なり(詳細は第五章第二節貸付係章中手形の割引に譲る)。

荷付爲替
手形勘定

(六) 荷付爲替手形勘定 は甲地商人が乙地商人に貨物を積送せる場合其積荷を擔保とし、甲地商人より乙地商人に宛て振出したる爲替手形を銀行にて買入れたる時に整理する勘定にして又之れを他所荷付爲替手形とも云ふ(詳細は第五章

滞貸金勘定

第二節貸付係章中他所荷付爲替手形に譲る)

(七) 滞貸金勘定 は貸出金中にて返済期日既に到達し、借主に對して幾度其辨濟方を督促するも入金なく、結局訴訟又は其他適當なる手續に及ぶも、借主の現状よりせば、何時之れが返済せらるるや見込立たず、然れども未だ全く貸倒れに終る程にもあらず、兎に角斯る不確實なるものを普通貸出金勘定に組入れ置くは、銀行財産として甚だ穩當を缺くものなれば、決算期に於て斯の如きものを處分し、普通貸出金中より除外し別に滞貸金として整理せる勘定なり(第五章第二節貸付係章中の滞貸金參照)。

預ケ金勘定

乙 預ケ金勘定

預ケ金勘定の下に日本銀行預ケ金、他銀行預ケ金、及び振替貯金の三者を統轄整理する銀行あり又之を當座預ケ金勘定の下に日本銀行預ケ金のみを整理し、別に諸預ケ金勘定を設け其れに他銀行預ケ金と振替貯金の二者を整理せる銀行もあるなり、其何れに依るかはその其の便宜に基きて可なり、左に各預ケ金に就き略述せんに、

日本銀行預ケ金

他銀行預ケ金

(一) 日本銀行預ケ金 は手形交換所交換に加入せる銀行は、必ず日本銀行に當座預金勘定を開かざるべからざるものにして交換尻の負(例へば持出したる手形即ち受取り得る金額壹萬圓にして、受入手形即ち支拂ふべき金額壹萬五千圓なるときは、差額たる五千圓は自行の支拂ふべきものにて之を負けと俗稱す)を此預ケ金中より支拂ひ、是と反對に勝となる金額は此預ケ金に預ケ入れらるるものとす、又此預ケ金中より日本銀行を経て他地に在る自行支店に送金を爲すことあり而して此預ケ金は無利息なり。

(二) 他銀行預ケ金 は多くの場合親銀行に對する當座預金なり、茲に親銀行とは自行が他の銀行より直接間接に特別なる援助を仰ぐことあると同時に、又其銀行の便宜と利益の爲めに盡力すべき關係あるものに對する俗稱にして、世上によく何銀行系統の銀行など、稱し、例へばABCの三行は甲銀行系統にして、ABCの三行より見て甲銀行は親銀行なり、甲銀行よりはABCの三行は配下銀行即ち子銀行たる關係を有するなり、其親銀行に當座勘定を開き置きて自行の手許過剰なる場合に預ケ金を爲し、之れに反し手許逼迫の際には借越又は再割引手形方法

にて融通するを常とせり、而して此預金借越共に利息を附するも親子關係を有する銀行間なれば利率は一般のものより低きを普通とす。

(三) 振替貯金 は一般商人と同様に銀行も振替貯金口座を有し、此機關を利用して本支店間の送金又は他店爲替尻の決済を爲し、其他の場合にも利便を受くること多し。

他店へ貸
勘定

丙 他店へ貸勘定

他店勘定上の資産は他店と爲替取引の結果他店へ貸越(被仕向口、又は貴方口、又は先方口とも稱す)と、他店へ預け(仕向口又は當方口とも稱す)の二者を纏めて整理する勘定なり。他店へ貸越とは先方口に於ける當方の先方銀行へ貸越、他店元帳は借残となる。したる場合を云ひ、他店へ預けとは當方口に於て當行の先方銀行に對し、預け金(他店元帳は借残となる)となりたる場合を云ふ(詳細は第八章他店勘定に譲る)。

仕拂承諾
見返勘定

丁 仕拂承諾見返勘定

銀行が得意先の依頼に應じ、得意先の爲めに、仕拂承諾せる場合即ち保證債務を

負ひたる時、又其得意先に對しては其れと同額なる債權を得ざるべからず、即ち其債權を表せる勘定にして貸方仕拂承諾なる負債勘定に對する Balance を取る爲めの Per Contra なり(詳細は第五章第二節貸付係章中の仕拂承諾及仕拂承諾見返に譲る)。

有價證券
勘定

戊 有價證券勘定

改正細則は有價證券を整理すべき標準科目として大藏省證券、諸公債證書、社債券及び株券の勘定科目を列擧せり、故に總括科目を用ひず、個々列記するは勿論可なり、又之に反し有價證券なる大科目を設け其下に如上の勘定科目を細別列記するの體裁を執ることあり、其孰れを採用するやは、各行の便宜に従ふべきなり、而して大藏省證券以外の有價證券價格は買入價格又は決算期に於て決定したる評價價格を以て計上せざるべからず、大藏省證券は近く額面にて償還を受くるものなれば額面價格にて計上して可なるものとす(詳細は第十章決算第三節所有物評價の章中口參照)

大藏省證
券

(一) 大藏省證券 は國庫の收支に一時不適合を來し、即ち歳出多端なるに拘ら

ず歳入其れに伴はざる際財政上一時の均衡を求むる爲めに政府の發行する利付の借入證券なり、始め其期限は三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月の三種に指定したるが明治二十六年法律第十九號を以て總て之を十二ヶ月以内とせり、又其發行法は一般に賣渡す場合あり、又政府の債務支拂に供用することあり、又二三の銀行をして之れを引受けしむることあるなり。

大藏省證券の發行は明治十七年九月第廿四號布告(明治三十五年法律第一號に依り改正)に據るものにして明治十五年まで國庫收支の不適合は主として紙幣の發行に依りて支持せられたる由なるも斯くては動もすれば紙幣の價格を低落せしむるの傾向ありしを以て、明治十五年以後はこれを廢止し、専ら準備金より繰替支辨することと爲したるも準備金は平生必ずしも之に應ずべき餘裕を有せず、殊に歳出多端にして他にも準備金より繰替を要する金額の多きを以て、之に依頼する能はず、故に該短期公債を發行必要とするに至れりと、而して一會計年度に於ける發行總額は歳計の不適合を豫算面上に於て豫め其總額を知り得るものなれば、政府は豫算の協賛を帝國議會に得る場合同時に大藏省證券の其年度中に於て發

行する總額の協賛を得置くものなり、即ち其發行總額一億圓とか八千萬圓とか又五千萬圓と云ふが如く、其歳計狀態に依て其額異なるも近年は五千萬圓乃至八千萬圓の間にあるなり。

大藏省證券の利子は明治三十五年二月法律第一號を以て、割引を以て之を發行するを得ることと爲し、其歩合は其當時に於ける經濟及金融事情により異なるも何れかと言へば短期流動公債なれば他の永久的確定公債より安きは勿論、近時は一流商業手形利率と略ぼ同様なることありて、一時的遊金を運用するに適當なる放資物として、金融緩漫なる時には銀行業者の頗る歡迎するものたり。

(二) 諸公債證書 は銀行が國債地方債及外國債等を所有せる場合に包括整理する勘定科目なり、是等諸公債を銀行が賣買して利得を計るが如き、或は是等を所有して低利に安ずるが如きは何れも銀行業本來の性質に非らず然れども金融緩漫にして手許遊金の多きとき現金を金庫に死藏するが如き愚策を敢てするものにあらず、斯る場合の放資物件として適當なるものなり、但だ此場合に於て注意すべきは、金融界の原則として其緩漫なるときは金利安く而して諸公債其他有價證

券價格の騰貴を免れず、銀行が手許に多少の剩餘ありとて遽かに騰費せる公債を買入れ、後日金融逼迫となり而して又諸公債價格の下落せる際に當つて、曩きに高價にて買入れたるものを下落せる價格にて、賣放つの餘儀なくせらるる場合の損失は僅少なる利息を以て償ふ能はざるなり、故に手許遊金を以て公債買入るるに當りては經濟界の前途金融界の實狀等に十分考慮を費したる後に決行すべきなり、然るに是と異り銀行の支拂準備金の一部分を以て日本銀行見返擔保品となり得る諸公債を適當なる價格の時に於て、之を買入れ所有し居るは經營上些の支障を來すべきものにあらず、并は準備金として死藏に由る利損を免れ、又資金必要に應じ之を見返擔保として日本銀行より融通を仰ぐを得、又賣却にも容易なればなり、現今各行共公債證書其他有價證券の所有高が舊來に比し著しく増加せるを見るなり左に參考の爲め日本銀行貸出見返擔保品及我が國債の種類及其現在額を示さんに

日本銀行
貸出見返
擔保品

- 日本銀行貸出見返擔保品
- 1 各種國債、
 - 2 朝鮮事業費國庫債、
 - 3 鐵道債券、
 - 4 大藏省證券、
 - 5 日本勸業銀行債券

國債種別
及現在額

日本興業銀行債券(以上二種は大券にして制限あり) 6 橫濱正金銀行株、7 南海鐵道株式會社株、8 大阪商船株式會社株、9 日本郵船株式會社株、10 清國五分利公債、11 露國大藏省證券(我國にて發行せられたるもの)等なり。

我が國債種別及大正五年七月末現在額(大藏省發表)

種別	七月末現在額
舊 公 債	一、二九三、七五三、〇〇〇
五 分 利 公 債	六四、六〇五、六〇〇、〇〇〇
五分利公債(甲號)	四六〇、二四三、二〇〇、〇〇〇
五分利公債(特別)	一四八、一二七、一〇〇、〇〇〇
五分利公債(恩賜)	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
四分利公債(第一回)	一七二、四〇二、二五〇、〇〇〇
四分利公債(第二回)	九七、一八八、六五〇、〇〇〇
朝鮮事業費國庫債券	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
鐵 道 債 券	七〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
內 國 債 計	一、〇七三、八六〇、五五三、〇〇〇
第一回四分利付英貨公債	九二、七四八、五〇〇、〇〇〇
第一回四分半利付英貨公債	二五九、三三六、五二一、六〇〇
第二回四分半利付英貨公債	二六〇、三〇二、六六八、〇八〇
第二回四分利付英貨公債	二四四、〇七〇、七〇四、二八〇

第三章 勘定科目

資産に係る勘定

改正銀行簿記

五分利付英貨公債	二二四、五四四、三一三・七六〇
四分利付佛貨公債	一七四、一四六、七一〇・五〇〇
第三回四分利付英貨公債	一〇七、三九二、八〇四・七四〇
佛貨國庫債券	六一、九一八、四五二・〇〇〇
舊鐵道會社債券	一三、六六八、二〇〇・〇〇〇
外國債計	一、四三八、一二八、八七四・九六〇
總計	二、五一一、九八九、四二七・九六〇

社債券

擔保附社債

(三) 社債券 は株式會社が營業の擴張其他資金を必要とする時、其資金を社債發行に依て借入れたるものを證左せる書面にして、社債には特定せる擔保付あり然らざるものあるなり、明治三十八年三月法律第五十二號擔保附社債信託法の發布せられ、社債に附することを得べき物上擔保は動産質、證書ある債權質、不動産抵當、船舶抵當、鐵道抵當(明治三十八年三月)、輕便鐵道抵當(明治四十五年法律第一四號擔保附社債信託法第四條、同四十三、年法律五七號輕便鐵道法七條、同四十二年法律第二八號軌道抵當法)、工場抵當(明治三十八年三月第、五十五號鑛業抵當法)、鑛業抵當(八年三月、業抵當法)等あり、而して社債(擔保附社債信託法第四條)を募集せんとする會社(委託會社)は、受託者(受託會社)と信託契約を締結し、總社債權者の利益の爲め受託會社に對して擔保を設定す、擔保權は總社債權者の利益の爲め受託會社に歸屬し、受託會社は總社

株券

債權者の利益の爲め擔保を保存し、且つ實行するの義務を負ひ各社債權者は、其債權額に應じ平等に擔保の利益を享受すべきものなり、又受託會社は信託契約に別段の定なきときは、社債權者の爲め債權の辨濟を受くるに必要なる一切の行爲を爲す權限を有するなり、又擔保は社債權者共同の利益を計る爲め社債權者集會なるものあり、其組織招集、議決等は株主總會に相類似し其權限は法律の規定又は信託契約に依りて定まり其決議事項は受託會社が執行するものとす

(四) 株券 は株式會社の資本を均分したる株式となし其株主權を表する證券なり、株式の種類に記名株式無記名株式あり、又舊株式新株式あり、又普通株式優先株式あり、而して記名株式は株主の氏名を記載したるもの、無記名株式(株金全額の、たる時は株主の請求に依り、無記名式と爲すこと得るなり、商法第一百五十五條一項)は株主の氏名を記載せざるものなり、又舊株式は會社設立當時に發行したる所謂俗に親株と稱するもの、新株式は會社が資本増加の場合に發行したる所謂俗に子株と稱するものなり、普通株は株主權の皆普通なるもの、優先株は特權の附著する株式にして一般株式に比して優先なる財産上の權利の附著せるものなり、

己 貸付有價證券勘定

自行所有の有價證券、又は他より借入たる有價證券を、消費貸借の性質を以て他に貸付けたる場合に整理する勘定なり(第四章第四節庶務係有價證券の貸借参照)

庚 所有物勘定

有價證券整理の場合と同じく假に所有物なる科目を用ひたるも、内容は細則に掲げられ居る地金銀、營業用土地建物什器及所有動産不動産の三科目を包括せる大科目なり、故に總括科目を排し、個々如上三科目を列記して可なるは勿論なり、茲には便宜上大科目の下に細別列記するの體裁を採るも可なりと云ふに過ぎず、而して是等科目に屬する所有物の價格は、毎決算期に於て決定せる評價價格を以て計上すべきものとす(第十章決算第三節所有物の評價参照)

(一) 地金銀 は兌換券發行の特權を有する日本銀行朝鮮銀行、及臺灣銀行の如きは、其兌換準備として地金銀を買入れ所有する必要あるも普通銀行は其必要なきが如し、然れども之を賣買し所有する時は此勘定を以て整理すべきものとす。

(二) 營業用土地建物什器 は營業所たる建物、其敷地、及營業用金庫、机、椅子、テ-

ブル、書類箱其他器具を總稱せるものなり、土地建物の如き固定財産を營業上の必要以外には所有せざるを可とす、何となれば之れが爲めに營業上の運轉資金を固定せしむるが如きことありては、常に收益の點よりのみならず信用の點より亦好しからざるなり、然れども地方銀行にありては擔保品保管の爲め、自ら倉庫を所有せざるべからざる餘儀なき場合あり、これ地方に適當なる倉庫業者あらざるが故にして、營業上の必要より已むを得ざるものなるべし、而して建物は年を経るに従ひ其價格減少するものなれば毎決算期には必ず利益の一部を割き其れが原價償却を爲し、以て財産上の堅實を圖らざるべからず。

(三) 所有動産不動産 は營業用以外の所有動産不動産を指すものにして、銀行が營業用以外に此等所有するの好ましからざるは前項に於て述べたり。

然るに時としては質流込の爲めに已むを得ず所有することあり、こは擔保品附貸出金中返済不能の爲め處分の結果自然擔保品が銀行の所有に移りたる場合なり、銀行として此種の動産不動産を背負込ひは甚だ馨しからざるものなれば、貸出に際し借主の信用は勿論其營業及び資産狀態等をよく調査し、如上の結果を生ず

るが如き虞ある取引は斷然避くる様常に努めざるべからず、若し已むを得ざりし時は質流込品は可成早く有利なる處分方法を講ずべきなり。

金銀勘定

申 金銀勘定

日々出納する現金を整理する勘定にして金銀銅貨、兌換券は、勿論顧客より受入れたる他行宛小切手、他行發行の預金手形（一覽拂又は期限到着のもの、他行宛送金爲替手形、公債及び社債の利札、官廳仕拂命令、郵便爲替券等も亦便宜現金と看做し該勘定にて整理して可なり。

第五節 負債に係る勘定

銀行の負債に係る勘定は諸預金、借入金其他將來支拂ふべき債務等を總稱したるものなり。

諸預金

甲 諸預金

預金は商業銀行の營業中最も重要にして且、取引繁忙なる業務なり、銀行に於ける運用資金は殆んど之れに仰ぐものなれば預金巨額に達する程營業上の繁盛

を意味し、又之れが多寡は銀行の地位及び其信用を判定するの標準ともなる場合多ければ有利に預金を吸収する方法を常に講ぜざるべからず。

公金預金勘定

一 公金預金勘定 は國庫金、府縣公金、及び地方自治團體公金の内預金とせら

れたるもの又は公法人團體よりの公金預金を整理する勘定なり、公金出納事務は日本銀行を始とし農工銀行又は普通の商業銀行に於て取扱ふも、其日々取扱ひたる出納残高は直ちに悉く預金となる場合と又然らざる場合とあるなり（詳細は第二章第五節参照）

當座預金勘定

二 當座預金勘定 は預金主が何時にても其預け高に對し、小切手を振出して

引出しを爲し得る預金を整理する勘定なり、銀行預金中最も出入頻繁なれば従て金額の増減も亦甚し、而して此預金は銀行に取りて手数を要すること多き割合に利益の其れに伴はざれば歐米の銀行にては無利息なるも、我國に於ては預金吸收の關係より未だ其域に達せず、低率の利息を其殘高に附するなり（詳細は第五章第一節預金係の當座預金に譲る）

特別當座預金勘定

三 特別當座預金勘定 は從來小口當座或銀行にては別段當座預金とも稱す

と稱せる預金及び普通の當座預金以外の特別の取扱をする當座預金等を包括して整理すべきは改正細則の精神なりと云ふ、而して特別の取扱ひをする當座預金は其數甚だ僅少なるべく、通常は各行とも小口當座預金は其多額を占むるものなるべし、而して小口當座預金一口五圓以上の金額を預り、何時にても通帳を以て其れを引出し、引出金額に制限なしし得る預金なり、其利率は定期預金より低く、當座預金よりは高きものなり、(詳細は第五章預金係特別當座預金に譲る)

通知預金
勘定

(四) 通知預金勘定 は預金主が其れを引出すことは自由なれども、但だ引出さんとする際には前以て其旨を通知すべきことを契約せる預金を整理するものなり(第五章預金係通知預金参照)

定期預金
勘定

(五) 定期預金勘定 は期限を定め預金主に對しては定期預金證書を交付し置き、期日に到れば之れを引換に元利金を支拂ふ處の預金を整理する勘定なり、而して其期限には三ヶ月、六ヶ月及び一ヶ年の三種を普通とし、利息は他の預金より歩合高きものとす(詳細第五章預金係定期預金に譲る)。

仕拂送金
爲替手形
勘定

(六) 仕拂送金爲替手形勘定 は甲地の人乙地の人へ送金を爲さんとする時

に甲地の銀行は甲地の人より送金を爲替取組の依頼と同時に其金員の拂込を受けたる時、乙地にある本支店又は取引店に宛てたる送金小切手(又は手形)を振出し、之を依頼者たる甲に渡し、其れと同時に送金取組先たる本支店又は取引店に對し、取組みたる旨を案内せるとき、此案内を受けたる乙地にある本支店又は取引店に於て起す所の勘定なり。

著者は日常の營業に於て本支店間には勿論、他店に對しても此勘定を起すの實益を認めず、尙ほ支店勘定第六節及び他店勘定第六節参照、從て總勘定元帳に於て該口座を設置するの必要なし、唯だ決算期に於ては本支店間の資産負債を合算し、銀行全體の貸借對照表を公告する際にのみ此勘定科目を起し、本支店間未済勘定中該取引に屬するものを明瞭ならしむる爲め、一時特設するなり、而して本支店間に於ける此種未済勘定は銀行全體より見ては、一種の預金たるべきものなれば便宜諸預金なる大科目の下に編入せるものなり(詳細は第十章決算第八節以下参照)。

借入金

乙 借入金

銀行が支拂資金に不足を告げ其れを補はん爲め、又は運用資金増加の爲めに借

入金又はコール、マネー又は再割引手形の方法に依り一時他より之れを融通する處のものなり。

借入金勘定

(一) 借入金勘定 は手許現金に不足を告げ預金の拂戻又は貸出の爲め得意先の要求に應じ能はざるに至りしとき、一時日本銀行又は同業者より借入れを爲すことあり、又手形交換所に加盟し日本銀行に當座取引を開き交換尻決算の爲め同行より借越となりたる時、又は親銀行に當座勘定を開き同行より借越せるときも亦是れを借入金勘定にて整理する處あり、この借入金に對して有價證券を擔保に提供する場合多し。

コール、マネー勘定

(二) コール、マネー勘定 は銀行が通知次第返済すべきことを約し、短期にて纏りたる資金を同業者又はビル、ブローカーより借入れたる通知借入金を整理する勘定なり(詳細は第四章貸付金コール、ローン及びコール、マネーに譲る)。

再割引手形勘定

(三) 再割引手形勘定 は銀行が運用資金補充の一方法として、先に割引に依り取得せる手形を其期日前之を他の同業者に裏書讓渡の形式にて再割引を依頼し以て資金を得たる場合に整理する勘定なり。

他店より借勘定

銀行は再割引手形方法に依り資金を得、可成敏活に之を運用し俟て利鞘の利益を計らんとする目的の場合多し、例へば得意先に對する割引日歩二錢なるに再割引日歩一錢七厘なりとせんか其差三厘は銀行の利得なり、資金を左により右に移轉し金融の疏通を圖るは銀行の機能にして又其間に於て収益せざるべからず、故に平常よく資金不足の難聲を發する小銀行のみならず、一流の地位にある大銀行と雖とも、往々此種運用金に依り利鞘を收めつつある事を窺ふに難からず、而して再割引手形は信用のものあるも多くは見返品として有價證券を差入るものとす。

丙 他店より借り勘定

他店勘定上の負債は他店と爲替取引の結果、他店より借越(仕向口又は當方口)の場合と、他店より預り(被仕向口)の場合の二者を纏めて整理する勘定なり、他店より借越とは當方口座に於て當行の先方銀行より借越(他店元帳は貸残となる)となりたる場合を云ひ、他店より預りとは先方口座に於て先方銀行より當行の預り(他店元帳は貸残となる)となりたる場合を云ふ(詳細は第八章他店勘定に譲る)。

丁 仕拂承諾勘定

仕拂承諾勘定

銀行が得意先の依頼に應じ得意先の爲に手形の引受信用狀の發行、社債の保證及其他の保證債務を負ふたるとき整理する勘定なり(詳細は後章節仕拂承諾の章と節と見て挿入せられたし仕拂承諾に譲る)。

借入有價證券勘定

銀行が他より消費貸借の性質を以て有價證券を借入れたる場合に整理する勘定なり(第五章第四節庶務係有價證券の貸借参照)。

未拂利息勘定

己 未拂利息勘定

預金中既に支拂期限の到達しありながら未だ其れが支拂手續を終らざる爲め支拂未済となりし利息を決算期に於て一の負債として整理する勘定なり。

該勘定は従前細則に於て何等規定なかりし爲め、之を設定する銀行と又之を設定せざる銀行とありて全く其行の任意たりき、然るに改正細則は之を必須的設定すべきものと規定せられ、今後は各行共決算期に於て必ず設定せざるべからざるものとなれり、而して此勘定に關し注意すべき點は、諸預金中支拂期の未到達なるも今期分として支拂ふべき利息を全部算出計上すべきものなりやと云ふに、今期

未經過割引料勘定

分として正確に算出計上するは、政府當局者の尙更結構なりとする處のものなるも其れまで要求せるものにあらず、即ち改正細則は期限未到着の分まで含むものにあらずして、單に既に支拂期限の到達しありながら支拂手續未済の爲め支拂ふべかりし利息の未済にあるもののみを計算する精神なりと云ふ、故に期間中にあるもの例へば四月一日預入支拂期十月一日の定期預金にありては六月三十日迄の三ヶ月間利息を算出計上せざるも可なりと云ふ意味なり。

庚 未經過割引料勘定

手形割引に依る貸出し即ち割引手形及び手形貸付の場合に、天引收納せる割引料の内より次期に屬する分を算出扣除し、決算期に於て是れを一の負債として整理する勘定なり。

該勘定も亦従前細則に於ては何等規定なかりしも、改正細則にては未拂利息と同様決算期に於て必ず設定せざるべからざる勘定となれり。

第六節 資本主に係る勘定

資本金勘定

資本主に係る勘定は設立上の基礎なる資本金、又は未拂込資本金勘定の如き、又は營業の結果資本主に歸屬すべき積立金、前期繰越金及未拂配當金勘定等の如きものを總稱せるものなり。

(一) 資本金勘定 は個人設立にありては其出資額、合名及合資會社組織の設立にありては其拂込出資額、株式會社及株式合資會社組織の設立にありては其公稱資本額を整理する勘定なり。

銀行資本金は他の商業の資本金と少しく其性質を異にし、他の商業の如く主たる營業資金をこれに仰ぐものにあらず、銀行の運用資金は殆んど全部預金に依るものなれば、畢竟するに銀行資本金は營業上最初の信用を創設し、及び之れを維持するを主眼とするにあり、然れども資本金の多寡は營業基礎の強弱を分つものなれば、可成大資本を以てする銀行は望まざるを得ず、銀行條例及同施行細則には資本金額に關する規定なきも、銀行營業の許否は大藏省の權限に屬し、今後當局者は小資本の銀行設立を許可せざる方針なるもの如し、本年十月寺内内閣一次の地方官會議に對する大藏大臣訓辭の注意事項中銀行の資本制限として「銀行の新設

拂込未済資本金勘定

は公稱資本金五十萬圓以上に非ざれば之を認可せず、殊に人口十萬以上の都會に在りては公稱資本金百萬圓以上たることを必要とし、從て本店移轉の場合に在りても人口十萬以上の都會に移轉する場合には公稱資本金百萬圓以上のものに非ざれば之を認可せざる方針なり」とありて、銀行の基礎を鞏固にする爲め資本金を多くするは、社會の進運に伴ふ當然の措置として著者の歡迎する所なり。

(二) 拂込未済資本金勘定 凡そ株式會社組織の商事會社は株式の金額五十圓以上(商法第一四五條)なるときは、其四分の一の拂込を以て營業開始するを得るものにて銀行業も亦株式會社組織を以てせば其四分の一の拂込を以て開始し、其殘たる四分の三は拂込未済の儘にて營業することを得るなり、而して銀行設立と共に其株金は株主よりの負債なるも、同時に又拂込未済のものは何時にても徴收し得る處の株主に對する權利即ち資産なり、故に株式の全拂込を終る迄は拂込未済資本金なる資産勘定を設け、資本金中の拂込未済部分を整理するものなり。

(三) 積立金

銀行が決算期に於て營業純益金を計算せるとき、法規の命する處に依り、又は將

積立金

來經濟的其他不慮の事變に依り營業上生ずる損失を填補せん爲め、又は資本増加し行く目的等の爲めに、其純益金の一部分を割き積立金とするなり、銀行が有する積立金の多寡に依り、其銀行營業上の信用に大なる關係あるものなれば、一面には益、營業の安固を計る爲め、他面には信用を増進する爲めに、毎決算期には事情の許す限り成るべく多額の積立金を爲すべく念とせざるべからず。

法定準備金勘定

イ、法定準備金勘定 は株式會社組織の銀行は商法第九十四條の規定により其資本金の四分の一に達する迄は、利益を配當する毎に、法定準備金として、其期に於ける利益の二十分の一以上の金額を積立を爲さざるべからざるが故に是れを整理するの勘定なり

償却積立金勘定

ロ、償却積立金勘定 は定款又は株主總會の決議により、銀行が任意に營業用建物什器其他所有の動産不動産の價格償却の目的にて積立金を爲すとき、整理する勘定なり。

何々積立金勘定

ハ、何々積立金勘定 は株主總會の決議により、銀行が任意に前項の場合以外の目的にて積立金を爲す場合例へば滯貸金積立金、行員恩給積立金、營業所改築積

前期繰越金勘定

立金其他特別なる積立金を爲すとき整理する勘定なり。
(四) 前期繰越金勘定 は前期に於て純益金處分の際、積立金、配當金、賞與金等を控除したる殘高を當期へ繰越されたるものを處理せる勘定なり。

未拂配當金勘定

(五) 未拂配當金勘定 は前期に屬する配當金にして、當期の終了迄に未だ支拂はざるものあるとき即ち多數の株主中には株券の讓渡手續未済の爲め、又は株主の銀行と甚だしく遠隔せる地にある爲め、又は其他の事情より配當金受取りに來らざることあり、斯る場合には自然前期に屬する配當金は當期終り迄も殘ることあるなり、故に其支拂未済分と當期の配當金とを區別する爲め、配當金勘定(當期の決算前例へば六月三十日迄は未拂なる文字を冠せず)より未拂配當金勘定に振替へ整理するものなり。

配當金勘定

(六) 配當金勘定 は毎半期の純益金を處分するに當り、其内必ず株主又は出資社員に配當すべきものなるも、純益金處分法確定するや直ぐ之れを全株主に對し支拂を了すること能はざるを普通とす、故に處分法確定と同時に先づ配當金勘定を以て整理し置き、株主に對し此勘定より配當金を支拂ふものとす。

第七節 損益に係る勘定

一 營業期間(半期間)に於ける營業上、銀行の財産に増減せしむべき原因たる諸損益を整理する勘定なり、而して其總益金より總損金を控除せる殘額は之を純益金と稱し、之に反し總損金の總益金より超過せるときは、其超過額を純損金と稱するなり。

甲 損失に屬する勘定

(一) 支拂利息勘定 は諸種の預金、借入金、及び他店に對し支拂ふべき利息を整理する勘定なり。

(二) 支拂割引料勘定 は曩きに手形割引に依り收納せる割引料の内より拂戻したるものを處理する勘定なり。

イ、割引せる手形債務者たる得意先の希望に依り、満期日前に手形金全額の返済を受くることあり、此場合に曩の割引歩合を以て期日前の日數丈の拂戻割引料を計算して支拂ふなり。

損失に屬する勘定
支拂利息勘定
支拂割引料勘定

ロ、法規上よりは手形金の内入を許さざるも銀行は得意先の希望を入れ便宜内入金を許すことあり、内入金は多く擔保品付手形割引の内へ内入を爲し其れに相當する擔保品の内出をする場合にして、曩の割引歩合を以て内入金の日數丈の拂戻割引料を計算して支拂ふなり。

ハ、再割引手形の割引料を支拂ひたる時なり。

右三種は支拂割引料の主なるものなり、而して支、拂、割、引、料、勘定は毎決算期に公告せらるる營業報告に於て見るものなるも、該勘定は他勘定同様に始めより總勘定元帳に一の口座として設けらるるものにあらず、割引料勘定の借方に右イロハのものを記入するものなれば之を合計して特に決算期營業報告書のみに掲ぐるものなり、即ち利益勘定として收納せる全部の割引料(割引料勘定の貸方合計額)を掲ぐるものなる故、其れに對して拂戻せるものを支拂割引料として掲げられたるものに過ぎざるなり。

(三) 支拂手数料勘定 は顧客の依頼に依り他店へ荷手、代手、其他の取立を依頼せる場合に、郵便又は電信料として或は代金取立料として他店に對し支拂ふもの

支拂手数料勘定

を整理する勘定なり。

何買買損勘定 例へば有價證券を買入價格より安く賣却するか、又は決算期に於て評價せる價格より安く賣却せる時に、其差額たる賣買損を整理する勘定なり。

滞貸金銷却勘定 滞貸金中に於て彌々辨濟不能と銀行が認めたる時は之を決算期に於て損失と爲すべく滞貸金と振替銷却を爲し整理する勘定なり。

有價證券價格銷却勘定 有價證券が現在買入價格より下落せるか、又は所有有價證券にして前期の評價々格より現在下落し居り、是等を決算期に於て決算評價の引下げを行ふるとき、其損失せるものを整理する勘定なり

(第十章決算第三節の二参照)

河々價格銷却勘定 例へば營業用建物什器等の價格を毎決算期に引下げ其原價の銷却を行ふとき整理する勘定なり(第十章決算第三節の一参照)

税金勘定 銀行營業稅、所得稅及び地租の如き國稅は勿論府縣市町村より賦課せらるる地方稅其他公課の税金を整理する勘定なり。

給料勘定

(九) 給料勘定 は重役及び行員の俸給を整理する勘定なり。

旅費勘定

(十) 旅費勘定 は重役及び行員に旅費として支給する、宿泊料、日當、手當、汽車、汽船賃及び車馬賃等を整理する勘定なり。

營繕費勘定

(十一) 營繕費勘定 は本支店營業用の建物及什器又は貸貨物の破損せる場合の修繕費用、並に改造とまて行かざる屋内及び屋外模様の變更工事費等を整理する勘定なり。

雜費勘定

(十二) 雜費勘定 は營業用の帳簿及印刷物、紙及文具費、諸印紙、通信費、消耗費、書籍新聞及雜誌、諸給與及手當、寄附金、接待集會及祭典費、組合費、廣告費、其他の小口諸雜費を整理する勘定なり。

乙 利益に屬する勘定

受取利息勘定

(一) 受取利息勘定 は證書貸付、當座貸越、コールローンの如き貸付利息又は他店より爲替上の受取利息、又は貸付有價證券の貸付料其他の受取利息を整理する勘定なり。

受取割引料勘定

(二) 受取割引料勘定 は手形貸付、割引手形、及び荷付爲替手形の割引料を整理

受取手
料勘定

する勘定なり。

(三) 受取手数料勘定 は代金取立の際受くる取立料、又は送金爲替取組の際受くる手数料、又は保護預より受くる保管料、又は他所拂手形割引及荷付爲替取組に依りて受くる手数料、又は株式名義書替に依りて受くる書替手数料、又は社債發行及社債利子支拂、配當金の支拂事務の取扱手数料、又は國債地方債の發行事務取扱料、又は手形支拂引受料及諸保證料其他の受取手数料を總括整理する勘定なり。

利息、割引料及手数料勘定に受取る文字を冠せるは、支拂利息、支拂割引料、及支拂手数料勘定に對する區別の意味なれば、該文字を冠せざるも差支へなし。

有價證券
利息勘定

(四) 有價證券利息勘定 は銀行が所有する諸種の國債地方債及び社債より得る利息を整理する勘定なり。

株式配當
金勘定

(五) 株式配當金勘定 は銀行が所有する株式より得る配當金を整理する勘定なり。

何々賣買
益勘定

(六) 何々賣買益勘定 は銀行が所有せる有價證券又は動産不動産(多く營業用以外のもの)を買入價格又は前決算期に於ける評價價格より高く賣却して得たる

何々償還
益勘定

差益額を整理する勘定なり。

(七) 何々償還益勘定 は銀行が所有せる有價證券中、支拂期限の到達又は抽籤に依りて額面の償還を受けたる時、買入價格又は前決算期に於ける評價價格の間に生じたる差額、即ち償還に依て得たる利益を整理する勘定なり。

雜益勘定

(八) 雜益勘定 は銀行の利益に屬するものなるも、其の發生數至つて少くして特に一勘定を獨立せしむる程の必要もなく、又は他の勘定に編入して處理するも穩當ならざるもの、例へば不用雜品賣却代金の如き、地代及家賃の如き、行員失錯の場合其れを戒飭する意味にて徴せる過怠金の如き、其他の雜收益を總括整理する勘定なり。

第四章 傳票

第一節 傳票の意義

傳票とは取引事項の要領を記載し、之れを各關係者に廻付して、其認印を得、以て取引成立の證據となすと同時に帳簿記入の材料たり。

第二節 傳票の作成

銀行の取引は金銀を以て勘定の主體となす整理方法なるを以て、總ての取引は現金取引と看做され、爲めに各勘定は常に現金と相對立し居るものとするなり、從て之れが仕譯方法も金銀仕譯法に依るものとす、而して主要帳簿第一位に置かるる日記帳の記入材料は傳票なり、然らば傳票の作成を如何にすべきやと云ふに、之を先づ勘定科目と金銀との對立より説明せん。

(借方)

有價物件を受く
債權の發生す
債務の消滅す
損失の生ずる場合に

(貸方)

有價物件を渡す
債務の發生す

金銀を支拂ふ

金銀を受取る……………

債權の消滅す
利益の生ずる場合に

傳票の作成者

の關係を有するも傳票を作成するに當りては、金銀なる勘定科目を表示することなくして、單に其相手方たる勘定科目に依て金銀の出入ありしことを了解せしむる様にするものとす、即ち支拂ふべきものは貸方となし、之れに用ゆる現金支拂ひのものを仕拂傳票と云ひ、受入れべきものを借方となし、之れに用ゆる現金受入れのものを入金傳票と稱す、而して傳票の作成者は、

1. 預金の出入に關する傳票は預金係に於て。
2. 貸出金及び其返済に關する傳票は貸付係に於て。
3. 爲替に關する傳票は爲替係に於て。
4. 株式に關する傳票は株式係に於て。
5. 有價證券及び貴重品の保護預りに關する傳票は保護預り係に於て。
6. 諸經費に關する傳票は用度係に於て。
7. 振替傳票の作成に際し二以上の係に關係を有するときは最初に受付けたる

其取引關係の係に於て之れを作成し、其れより他の關係者に順次廻付して記帳其他の手續を了するものとす。

傳票作成者は大體右の如くなるも各行事務の便宜に従ひ是れと異なるものあらんも、そは各行の自由なり。

第三節 傳票の種類及び様式

銀行の傳票は普通現金傳票と振替傳票の二種にして、現金傳票は更らに之れを入金傳票と支拂傳票とに區別す、而して現金傳票は入金と支拂とを一見判別し易すからしむる爲めに、野線及び文字の印刷に別別の彩色を用ゆること一般に行はる、即ち入金傳票は赤色を以てし、支拂傳票は青色を以て印刷するが如し。

(1) 入金傳票 收納傳票とも謂ひ、現金にて入金ある取引の場合に用ゆるものにして、例へば現金にて預金せられ又は貸出金の返済を現金にてせられたる等其他一切の現金受入は此傳票を以てするものとす、而して各傳票の様式は各行の便宜に従ひ必ずしも一樣ならずと雖ども今其一二の雛形を示せば。

入金傳票

收入済日付印

(二例) 收 納 傳 票

大 正 年 月 日

科目	勘定	丁數				
人	股					
名						
摘						支配人印
要						主任印
						係員印

株式會社 大 正 商 業 銀 行

第四章 傳票 傳票の種類及び様式

記入済
日記帳補助簿

(三例) 株式會社大正商業銀行入金傳票

大 正 年 月 日

				勘 定			
				股			
認印	支配人	主任	係員				
摘							收入済日付印
要							

(二例) 支拂傳票 支拂濟日付印

大正 年 月 日

科目	勘定	丁數
人名	股	
摘要	支配人印	
	主任印	
	係員印	

株式會社 大正商業銀行

(三例) 株式會社大正商業銀行支拂傳票

大正 年 月 日

摘要	姓名	股
	金額	
	支拂濟日付印	支配人印
		主任印
		係員印

支拂傳票

(ロ) 支拂傳票 出金傳票とも謂ひ、現金にて支拂ひを要する一切支拂傳票の代用とするものを除く説明後出の場合に此傳票を以てするものなり。

(三例) 株式會社大正商業銀行入金傳票

大正 年 月 日

勘定		股
金額	通貨	
	當店宛手形	
	他店渡手形	
合計		
收入濟日付印	摘要	支配人印
		主任印
		係員印

當はに形手宛店當の欄同るあに方貨票傳替振び及欄譯内額金 聖傳金入
金預定期、形手金預行發行當は又形手替爲金送宛行當、手切小座當行
合場るたれらせ金入て以を書證きべるき用代に票傳拂仕儘其の等書證
、し納收てし做看と金現は度一も形手行當等此ち即、りなるす入記に
數手の成作票傳替振て依に之、ばれなのもるなと票傳拂仕た復にち直
。りなのもるたり計を捷簡の務事き省を

(四例) 株式會社大正商業銀行入金傳票

大正 年 月 日

摘要	人名	金額	檢印
當店宛手形	他店渡手形		

改正銀行簿記

(ハ) 銀行の帳簿上のみに於て、現金の出入することなく、債権債務の異動せしむることとなり、假へば甲の預金高一千圓の中より五百圓を引出し、其れを乙の預金となすが如き又Aの預金高三千五百圓の中より八百圓を引出し、其れを以て豫てAの振出約手を割引貸出し置きたる手形金の返済に振り向けたるが如き又B振出の約束手形金六千七百圓を割引し、其の手取金六千六百四十三圓を直ちにBの當座預金に預るが如き、其他これに類似する種々なる取引あるべし、是等貸借異動の取引を振替勘定と謂ひ、この勘定の要領を記載する傳票を振替傳票と謂ふ、この傳票によりて夫々帳簿を記入して債権債務の異動を整理するものとす。

前述に依り振替取引は、現金出入の關係が同時に起りたるものとも見られ得べきものなれば、從て入金傳票と支拂傳票とを同時に用ゆる時は特別に振替傳票と稱するものを使用することなくも取引を整理する事難きにあらず、即ち振替傳票の借方勘定には入金傳票を用ひ、貸方勘定には支拂傳票を用ひて貸借金額を一致せしむるなり、然れども實際に於ては現金の出入がありたる取引と、然らざる取引とを區別するの爲めに、又左記取扱上便宜の爲めに一般銀行は振替傳票を使用し

つつあり。

一、振替傳票は貸借連續しあれば貸借相互の關係一目して明瞭なるも、若しこれを入金、支拂の兩現金傳票を利用し分離作成するとせば、特に相手方たる振替科目を一々記載を要するが如き又は貸借對照檢算等に於ても手數多し。

一、振替取引中に貸方科目の一なるに借方科目の二以上のことあり又この反對なることあり例へば。

借方

貸方

割引 料 ¥25.85

割引手形 ¥1,650-

當座預金 ¥1,000-

割引手形(期日返済の分) ¥300-

現金 支拂 324.15

若しこれを入金、支拂の兩現金傳票を使用し一々分離するものとせば一科目毎に一枚宛の傳票を作成し、又それに係員、主任、支配人と夫々關係者の檢印を必要とするなど繁雜なること夥し。

の連絡を保つ一の要具たり、又銀行事務は傳票を以て取引の仕譯をなすものなれば、帳簿の記入材料として頗る便利にして殊に日記帳は之に依らざるべからず、又傳票には其事務各關係者の認印あれば、事務の取扱徑路明かなるが故に之れを保存し置き、後日に至り問題生じたる場合には帳簿と對照して有力なる證據の資料となりて其れが解決に効果多かるべし。

第五節 傳票に代用する證書及び書類

取引に用ひたる證書及び書類を直ちに傳票に代用する方法は、執務の敏捷と計算の正確を期する上に於て、其効果の大なるものあるのみならず、日日傳票と證書類とを二重の整理保存に要する手数を省略することを得て、事務の敏捷と計算の正確とを尊ぶ銀行事務にありては、傳票に代用する證書類に付大いに研究するの價値あるなり、今傳票に代用し得べき主なるものを擧ぐれば。

一、自行宛小切手(當座取引先の振出したる小切手)及び得意先の支拂擔當者となりて其當座預金(當座貸越の場合と同様)中より代拂せる爲替手形約束手形。

これは支拂傳票(當座勘定の科目)に代用せるものにして一般に行はれ最も便利なりとせられ居るものとす。

二、預金手形、預金證書、及び定期預金證書。

此等自行より發行せる諸證書を引替へにて預金を拂戻したるものなれば、夫々各勘定の支拂傳票に代用するなり。

三、支拂ひたる送金爲替手形、並に支拂ひたる送金小切手。

これは支店又は他店より振宛てられ、支拂したるものなれば支拂傳票に代用するなり。

四、小口當座預金請取證。

これは小口當座預金引出の場合に預金者の差出す請取證なれば該預金の支拂傳票に代用するなり。

五、當座並に小口當座の預金添票(第五章第二節に掲げたる當座預金入金票、小口當座預金入金票の如きもの)。

これは預金者に預金額及び其姓名を自書せしめたる預金添票を現金と共に提

出せしむるものとす、この必要は預金額の誤謬を防ぎ得ると共に又後日の證據ともなるものなれば直ちに入金傳票に代用するものとす。

六、電信送金請取證。

これは電信送金請取者より徴收するものなれば他店又は支店の支拂傳票に代用する時は更らに傳票を作成する手数を省くは勿論又以て傳票金額の改描さるが如き危険を防ぐことを得るものとす。

七、各種の利息請取書。

これは銀行より支拂ふべき各種の利息に對して徴求する請取證なれば其様式を一定し置き之れを支拂傳票に代用するなり。

右の外各銀行に於て特に使用する證書類にして適宜傳票に代用せば其便益尠からざるべし。

第五章 營業部事務

第一節 預金係

預金事務

預金係は顧客より預金を預入れ又其れが拂戻の事務を取扱ふものにして、預金係に主任者を置き預金に關する全事務を直接に監督又統轄せしむるなり、顧客の應對は主任者之に當り各種の預金事務も亦受付くるを可とす、そは顧客に對して取扱上の粗漏生ぜざる様留意せるに依るなり。

當座預金

(一)當座預金は預け主の要求次第何時にても其全額又は一部を拂戻す約束にて預け入るるものにして、當座預金の取引先は多く商業家なるも、若し商業家にあらざとせば金錢の出入頻繁なる向なり、この預金引出すには必ず小切手を以てするものにて、而して預金業務中最も出入頻繁なれば甚だ多忙を極むるなり、恰かも銀行は取引先の出納係を勤むるが如き觀あり故に、歐米の銀行にては當座預金に對し預金利息を附せざるを原則とするも、我國に於ては未だ其處に到らず、日本銀行を除くの外各行とも資金集聚の關係上利息を附することとせるも、其利率は預金中最も低率のものなり。

イ當座預金の預入は常に現金にて受け入れらるるものにあらずして、現金を以て預入れらるるものは寧ろ尠く、現今の實狀は他行宛の小切手、手形、又は自行宛小

當座預金の預入に

切手、手形等を以て受け入るる場合多し、又其取引先に對し手形の割引したるもの、貸付したるもの、手取金を現金にて渡さず、直ちに其取引先の當座口に振替預入せられ、又は取引先より依頼せられたる代金取立手形の取立金等も其當座口に振替預入せらるるを普通とするなり。

□ 銀行は當座取引先の信用及び其營業振りを常に調査する必要あり、こは預金の引出しに際し豫て渡し置きたる小切手を以てせらるるものなれば、善良なる取引先にし小切手を振出せる金額の、銀行に預けある限度内ならば何等事件の生ぜざるも、時には邪智に富む取引先ありて、往々預金額以上に小切手を濫發し、一時を融通彌縫するの向ありて、遂には其れが曝露し、延いては銀行の不名譽となり、又手形交換所に於ける制裁等により銀行の損失を蒙りたるもの從來其例珍しからず、故に取引先に對しては常に注意を拂ひ、時には警告を與ふるも可なるべく、又時には取引の解約を宣するの已むを得ざることもあるべし。

ハ 取引先は銀行を其振出約束手形又は爲替手形の支拂場所に指定せるものありて、所持人は満期日に到り銀行へ直接に支拂呈示するあり、又は手形交換所に呈

當座取引
先の信用
調査の必
要

銀行を支
拂場所と
して指定
せられた
る場合

保證小切
手

示交換せられて、銀行は取引先の爲めに支拂ふことあるなり、斯る場合は取引先と豫め約定を結び置くものなるが故に、支拂ひたる手形金額に對し別に小切手を態々振出さしめず、其支拂ひたる手形を便宜小切手と着做し、其額丈け取引先の當座残を落すなり、即ち小切手なくして支拂をなすこととなるなり。

、斯の如く取扱錯雜なれば時に取引先の多忙に紛れ帳簿付落等にて、銀行帳尻と符合せざることあり、後日相互の行違を豫防せんが爲め、當座取引先をして當座預金通帳を時時銀行に持參せしめ、預り高及び支拂高を記入し正確に其、残高を照合し置かざるべからず。

ニ 小切手の振宛銀行に於て支拂はるる確證を得んが爲め、小切手持參人は銀行に其支拂保證を求むることあり、此場合に、銀行は小切手振出人の當座預金残高を調べ、小切手金額を支拂ひ得べき時は其小切手に支拂の保證を爲し、即ち小切手の表面餘白の部分に『支拂保證何々銀行』と捺印して持參人に返付するなり、是れを保證小切手と謂ふ、銀行は小切手に支拂保證をなしたる時には、其振出人の當座預金残高より小切手金額の、既に支拂ひたるもの如く爲し、同時に支拂保證口

なる口座の下に入金ありたるものと看做して、當座預金と支拂保證口とを振替ふるものとする、又此の保證小切手は送金爲替手形に代用せらるることもあるなり、支拂保證小切手は何時取付けらるるや計り難きにつき銀行は其れに對し支拂準備を爲し置かざるべからざるが故に、この保證口預金には利息を附せざるを普通とす。

小切手及手形に關する注意

ホ小切手及手形に關する注意。

A 取引先の小切手並に手形に使用すべき印鑑及び筆蹟は豫め銀行に差出し置かしめ、若し取引先が代理人を以てせらるる場合には其代理人の印鑑筆蹟をも差出し置かしめざるべからず。

注意手形併に小切手には署名(本人の直筆)のみにて、印章を押捺せずして振出すも其效力あるは法律の認むる處あり、然れも實際に於ける取引は署名捺印を以てするを普通なりとす、又署名によらずして記名(方法の如何を問はず只其の氏名を記せば足る)捺印を以てするも有效なり(商法中署名スベキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得、明治三十三年二月法律第十七條)。

B、取引先に於て小切手又は印章を喪失し若くは改印せられたるときは、遲滯なく銀行に届出さしめ、印章喪失の場合には銀行の承認する保證人の連署ある書面を添へ、更らに印鑑を差出さしむる様怠るべからず。

C、取引先又は銀行の都合に依り當座取引の解約せられたる場合には、勘定の決済其他の手續きを了し、使用残りの小切手用紙を返還せしむべし。

D、インクにて記入したる文字を藥劑を用ひて消散し、金額其他を變造すること、近時往々見る處なれば、小切手用紙の地色及模様等を附し藥劑を用ひて消散せんとする悪手段を講ずる時は、地色及模様も共に全然褪色する様着色印刷に工夫すべし、斯くして變造の悪手段を防ぐことに注意すべきものとす。

E、文字の訂正加書挿入の際には必ず證印(豫て差出ある印鑑と同様のもの)なましむること、但金額書損の場合には其用紙を破棄する様にすべし、若し其用紙を用ゐらるる場合には、誤記金額の全部朱線を以て取消し、傍らに『金何圓也』と正しき金額を記載し證印せしむべし。

F、小切手金額には壹貳參拾等の文字を使用せらるべく、一、二、三、十等を用ゐざる

様注意し、又金額の變造を豫防する爲め成るべく打抜器を以て金額を再記する等の注意周到ならざるべからず。

へ小切手の不渡となりたる場合銀行に於て、其不渡理由等を記載するに附箋を用ゆるは、從來の慣習なるも、商法第五百三十四條中に小切手に記載云々とあるのみにて、附箋の文字なく、爲めに第五百十五條の二の準用は、正式に拒絶證書作成の場合のみに限るとの解釋出で、大正元年七月大阪區裁判所に於ては附箋を以てするは無効となせる判決もありて、舊來の慣習通り附箋を用ゆるは或は安全の道にあらざるやも計り難し、故に完全なる不渡の拒絶證書の作製は、小切手面(表面裏面何れにても差支なし)に適法の記入するを要すべし、銀行が支拂場所としての場合のみならず、銀行が受取人たる場合に他の支拂銀行より支拂拒絶の旨附箋したる儘返付ありたるときは、其支拂銀行をして更に正式に手形面に之れを記載せしむるか、若くは手形交換所に對して證明を要求すべし、訴訟の場合には商法第五百三十四條第二項に據り手形交換所の證明を得れば有效なり。

商法第五百三十四條、小切手ノ所持人カ、其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スニ

小切手の不渡となりたる場合の所置

ハ、支拂拒絶證書ノ作成ニ代へ、支拂人ヲシテ呈示期間内ニ支拂拒絶ノ旨及其年月日ヲ小切手ニ記載セシメ、且之ニ署名セシムルヲ以テ足ル。
手形交換所ニ於テ、呈示期間内ニ小切手ノ提出及ヒ支拂拒絶アリタル旨ヲ證明シタルトキ亦同シ。

商法第五百三十四條ノ二前二條ノ手形交換所ハ司法大臣之ヲ指定ス。

小切手に對する支拂拒絶證書の作成方式(小切手面)

番號

小切手

一金五千圓也

右金額此小切手持參人へ御拂渡可被成候也

大正四年七月十日

金持 福藏

株式會社 大正商業銀行 御中

當座預金不足

當座預金取引解約候ニ付支拂ヒ難ク候也

當座預金取引無之

大正四年七月十三日

株式會社大正商業銀行

支配人……………印

横線小切手の取扱

ト横線小切手は又筋引小切手と稱し、その名の示す如く小切手面に二條の平行線を描き、支拂人をして特に銀行に對してのみ支拂を爲さしむるものにして、銀行以外のものは此小切手を以て金額を受取り得ざるなり、取引先より此小切手を以て預金せられたる時は、銀行は其取引先當座預金其他の預金に預入り、横線小切手支拂先の他行なるときは、手形交換所に持出して交換決済するか、若くは支拂銀行に就き取付けをせざるべからず、若し横線小切手にして自行支拂のものなるときは、當座預金の入り、小切手支拂の振替へ手續をして勘定を整理せざるべからず。横線小切手は商法に於ても認め、其方式に二種あり即ち普通横線、及び特別横線是れなり、普通横線とは平行線内に單に『銀行』と記載したるもの、又は平行線の

みを描きたるものを云ひ、特別横線とは特定の銀行例へば『大正商業銀行』を平行線内に記入し、以て振宛銀行をして、此の大正商業銀行に對してのみ支拂をなさしむるものとす、横線小切手は多く銀行間に於て使用され、其の効用は盜難及び紛失等に由て生ずる紛糾事件の發生したるときは、直ちに其れを發見し解決に容易なるべく、又之等の事件を豫防し得るにあり。
横線小切手の雛形を示さんに

番號

當座小切手

一金參千圓也

右金額 殿又は此小切手持參人へ御拂渡可被成候也

大正四年七月十一日

株式會社大正商業銀行

御中

金持福藏印

手之れを後の日附小切手又は先の日附小切手とも稱し、即ち實際に振出したる日は假りに五月三日なるに拘らず、小切手には六月十日と記載せる小切手を云ふものにして、銀行に於ては此種小切手を受入ることの萬無かるべしと雖ども、世上往々此種小切手の授受を目撃する處なり、之れが小切手たるの效力ありや否やに就き著者は屢々其質問を受けたれば参考の爲め次記判決例を掲ぐべし。

向日附の小切手は小切手に記載の日に到來せざる間は小切手たるの效力なきは勿論なるも、小切手日附前記例の六月十日よりは小切手たるの效力あるものとせられたり(大正二年大阪地方裁判所及大正五年一月神戸區裁判所判決)

(二)當座貸越とは銀行が當座預金の取引先に對し、既に預金を支拂ひ盡し、殘高の皆無となれるに拘らず、尙ほ一定の金額を限り其取引先の振出したる小切手の支拂に應ずるものを云ふ、この取引を締結するは預主の信用確實にして或る程度までは信用取引するも差支へなしと銀行の信ずる向のみに開始する處にして何人に對しても之れを締結すると云ふものにあらざるなり、多くの場合に於て當座貸越契約の締結は擔保を徵收するものにて、擔保には不動産あり有價證券あり、有價

證券なるときは銀行之を保管し、不動産なるときは根抵當として公正證書を作り其上抵當權設定の登記をもなし置くものとす、これ銀行に於ては擔保權利の安全を圖るが爲めなり、又其利息歩合は普通の貸付歩合より幾分高率なるを常とす、而してこれが出入の取扱は當座預金の其れと異なることなく、其詳細は順次取引仕譯例を掲げ説明すべし。

取引仕譯例

一例、 島山豊吉より當座預金として次の通り受取る。

一、現金壹千圓也。

二、第百銀行宛小切手壹千圓也。

一、當行宛齋藤靜振出小切手貳千圓也。

これを商業簿記仕譯を以てせば。

(借)現金 ¥2,000.00

(現金千圓、第百銀行小切手千圓)

”當座預金 ¥2,000.00

(貸)當座預金 ¥2,000.00

(島山豊吉)

”現金 ¥2,000.00

(藤藤静)

” 現 金 ¥2,000.00

” 當座預金 ¥2,000.00
(島山豊吉)

即ち借方は有價物(現金壹千圓、他行渡り小切手壹千圓)の取得に併せて當行の齋藤静に對し支拂義務ある貳千圓の債務を償却をせり、其れと同時に島山豊吉より同額のものを受取りたると同一なるが故に合計四千圓は島山豊吉より當座預金として取得せるものとす、而して貸借相方の現金を相殺抹消せば更らに次の仕譯となるべし。

(借)現 金 ¥2,000.00 (差引現金支入) (貸)當座預金 ¥4,000.00

” 當座預金 ¥2,000.00

(島山豊吉別預入)

(齊藤静の小切手拂渡)

然れどもこれは銀行簿記の仕譯方式にあらず、前述せる如く銀行簿記は商業簿記の金銀仕譯帳に類し、前記商業簿記の如き現金なる口座を特に現はすことなく

入金傳票と振替傳票を用ひて記帳の憑票を作る即ち之れを以て貸借仕譯られたるものとす。

入 金 傳 票

大正 年 月 日

當 座 預 金 物 定

島 山 豊 吉
(内現金千圓、第百銀行渡小切手千圓)
金 貳 千 圓 也
千 圓
百 圓
十 圓
圓 毫
分

二例 島山豊吉振出し、當行支拂場所としたる本日期限の約束手形金參千圓也、第十銀行より手形交換所に於て支拂呈示を受け、支拂決済したるにつき、同人當座預金の残を落したり。

これを商業簿記仕譯法に依れば

(借)當座預金 ¥3,000.00

(貸)現金 ¥3,000.00

(島山豊吉振出約手#10)

例へば島山豊吉當座預金残高壹萬五千圓ありたりとすれば、今借方金參千圓現はれたる故、同人預金残高(即ち貸方)は壹萬貳千圓に減じたり此れが銀行に於ては支拂傳票を作成するのみにして現金なる科目を現はさず。

仕 拂 傳 票	
大 正 年 二 月 二 日	
當 座 預 金 勘 定	島 山 豊 吉 振 出 約 手 No. 10
¥ 3,000.00	
	三

三例 齊藤静振出小切手金貳千圓也に支拂保證をなし持參人に渡せり。これを商業簿記仕譯法に依れば

(借)當座預金 ¥2,000.00

(貸)現 金 ¥2,000.00

(齊藤静小切手#18)

(")現 金 ¥2,000.00

(")支拂保證 ¥2,000.00

となるも銀行簿記に於ける振替傳票の作製は貸借科目は反對となる、これ商業簿記に於ては勘定科目を主とするに反し、銀行簿記に於ては銀行自身が勘定の主人となるが故に、勘定の立場を異にするに起因することは前述説明せる如し、而して銀行簿記振替傳票の作製は

仕 拂 傳 票

大 正 年 月 日

當 座 貸 越 勘 定

福岡慶三小切手	3,50000 円
10,00000	
金	付

特別當座預金

(三) 此預金は前項の當座預金以外の特別取扱を爲す當座預金を總稱せる者なるも、其主なる預金は從來の小口當座預金なり當座預金と同様預金の請求次第何時にても拂戻を爲す者なるも、其當座預金と異なる點は小口當座なる名稱の如く預金額は比較的的小口なると、又預入れ引出し共に通帳を用ゐて、當座預金の如く小切手を使用せざるにあり、此預金は餘り出入頻繁ならざる性質を有し、銀行に於ても此預金に對する支拂準備は比較的少額にて足り、其大部分は之を運用し得るものなれば、利息も當座預金より歩合高きを常とせり、預金華客は社會各階級に亘りて

小口當座預金と貯蓄預金との差異

而かも此預金は比較的貯蓄の性質を帶ぶるも、普通商業銀行に在りては貯蓄銀行に於けるが如き壹錢以上の小額より預け入ること能はざるものとす、小口當座預金は一口の預金高を五圓以上とせるも引出しには何等制限なし。

參照、貯蓄銀行條例ノ内

- 第一條 複利ノ方法ヲ以テ公衆ノ爲メニ預金ノ事業ヲ營ム者ヲ貯蓄銀行トス
- 公衆ノ爲メ左ノ事業ヲ營ム者ハ貯蓄銀行ヲ營ム者ト爲シ此條例ニ依ラシム
- 一、一回五圓未満ノ金額ヲ預金トシテ受入ルコト。
- 二、豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ、定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ、數回ニ預金ヲ受入ルコト。
- 三、期限ヲ定メテ金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ、定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ、數回ニ金錢ヲ受入ルコト。
- 第二條 資本金參萬圓以上ノ株式會社ニアラサレハ貯蓄銀行ノ業ヲ營ムコトヲ得ス
- 第三條 貯蓄銀行ノ取締役ハ、在任中ニ生ジタル銀行ノ義務ニ付、連帶無限ノ責

等の期間を定め置くものなれば、銀行は拂渡期日に至るまで安心して此預金全部を運用し、毫も支拂準備の要なきものとす。定期預金利子は預金中最も高率にあるを常とし、預け主も亦一定期間不用の金を高率に預け置くの利益あり、又専ら纏りたる金額を貯蓄の目的を以てする事もあり、銀行は此預金に對して定期預金證書を交付し置き、拂戻す際には此證書と引換にあらざれば拂渡をせず、利子は元金と共に支拂ふものとす。時に預け主の都合により期限前に拂戻しの請求を受くることあり、斯る場合は利子を附せざるは表面の契約なるも、習慣上銀行は勉強の意味に於て預け入日數に對し、小口當座預金の利率により計算したる利息を支拂ふが普通なりとす。

印紙

定期預金證書

第 號

一 金

同裏面

約 定

一、此預金ハ當行ノ承諾ナクシテ滿期前ニ引出スコトヲ得ス、又滿期ノ節引出ササルモ滿期後ノ利息ハ支拂ハサルヘシ

期 間
期 日
利 率

右金額本證書裏面ノ約定ニ從ヒ定期預金トシテ預リ申候就テハ前記期日ニ此證書引換ニ元利金御渡可申候也

大 正 年 月 日

株式會社大正商業銀行

支配人

印

殿

一、本證書萬一紛失又ハ水火盜難ニ罹リタルトキハ預主ハ直チニ其金高預ケ入年月日證書番號及其事由ヲ詳細ニ記載シ當行ニ通知セラルヘシ満期後三十日ヲ經過スルモ尙本證書ヲ發見セサルトキハ當行ハ保證人二名以上ノ連印アル證書ヲ受取り元金及満期迄ノ利息ヲ本人ニ支拂フヘシ

一、預ケ主ハ預金受取ノ際使用スヘキ印鑑ヲ豫メ當行ニ差出シ置キ満期ニ至リ左ノ餘白ニ記名調印シテ元利金ヲ受取ラルヘシ

一、此證書ニ捺印セラレタル受取印ニシテ豫メ差出シアル印鑑ト相違ナキニ於テハ其捺印者其證書持參人ノ何人タルヲ問ハス且期限ノ前後ニ拘ラス其支拂ヲ有効トシ後日如何ナル故障アルモ當行ハ一切其責ニ任セス

表面之金額元利共正ニ受取申候也

大正 年 月 日

.....印

定期預金
取引例

取引仕譯例

一例 山川健吉より定期預金として現金八百圓也並に第十五銀行渡送金爲替手形金二百也を受取る

入金 傳票

大正 年 月 日

定期預金 勘定

10000-	山川健吉
(現金 800.00, 第十五銀行渡送手 200.00)	
期限	利率
金	出

二例 島山豊吉より預り居たる定期預金五百圓也本日期日に付元利共現金にて支拂ふ。

下其未定なる者を一時便宜の爲め、此科目にて整理し置ものとす、例へば當座其他取引先以外の客、即ち一元の客より手形代金の取立委託を受け、又は公債、社債の利、札株式の配當金等の取立依頼を受け、其取立をなしたるも、未だ委託者に取立金を拂渡さざる場合、或は又諸會社の株式又は社債の募集事務引受、所謂信託事務を取扱ひ受入れたる證據金、拂込金の如きは、一時此勘定科目にて處理し置くものとす、其他行員の身元保證金の如きも亦便宜上此科目にて處理することもあり、以上の如くこの科目に整理さるるものは、其性質種々なるが故に、利子の如きも或者には附し、或者には之れを附せざることあり、若し利子を附する場合に於ても特に約束のなき限り、小口當座並の利率を以てするを穩當とす。

取引仕譯例

一例 今野才一郎より名古屋市石崎逸平宛の爲替手形金一千圓也の取立委託を受け、コルレス先たる名古屋商業銀行に取立の爲め送附中の處、該手形金入金済の通知に接せり。

此場合の仕譯は名古屋商業銀行へは當行より一千圓を預け入れたる形とな

別段預金
取引例

りて、今野才一郎よりは同額のもを別段預金として預り置くこととなる。

振替傳票

大正 年 月 日

今野才一郎 殿

(借方)入方		(貸方)出方	
千	圓	千	圓
10000-	同	10000-	同
	(別 段 預 金 勘 定)		(名 古 屋 商 業 銀 行 勘 定)
	人		代
	名古屋石崎逸平宛爲		手形3. 預ケ(當方口)
	手取立金		起算日

預金手形
又は預金
證書

(六) 預金手形は一時的の預金ありたる場合に發行する證書なり、預主又は持參人へ要求次第支拂ふものなれば、一覽拂の約束手形に酷似する處あるも、銀行が隨意に之を制定して發行することを得、且又法律上の所謂手形にあらざれば、手形法の支配を受くることなし、従て手形法の規定要件の具備するの要なく、其實一種の證書に過ぎず。

此手形の發行さるる場合は、預主が他へ支拂をなす際、現金を授受するは危険と

手數あるを以て、之れを避けんが爲め現金を銀行に預け、是れに對して預金手形を受取りて支拂に供するが如き、又曩に銀行に代金取立を依頼し置きたる手形の取立濟となり、之れが現金にて受取るべきものを、此預金手形にて受取り、貨幣同様に授受するなど便利多し。

近來銀行は此手形を發行する代りに、振出小切手なるものを發行する事あり、振出小切手とは普通の當座預金引出に使用する小切手と同様のものにして、銀行が振出して同時に其銀行が支拂人となるにあるのみ、預金手形は期限を定めざるに小切手は流通期間に制限あり、銀行は華客の希望と其時の都合に應じて孰れを發行するも自由なり。

番 號 預金手形(又は證書)

印紙

一金

右金額正ニ預リ候ニ付何時ニテモ貴殿又ハ此手形又ハ證書持參人
へ御渡可申候也
大正 年 月 日

株式會社大正商業銀行

支配人

殿

印

振出小切手雛形

小切手

一金

右金額此小切手持參人へ御拂渡可被成候也

大正 年 月 日

株式會社大正商業銀行

支配人

株式會社大正商業銀行 御中

印

(七) 通知預金は預金主が其れを引出すことは自由なれども、唯だ引出さんとす
る際には、其數日前に豫告すべき契約を以て預けらるるものを謂ふ、通知預金に對
しては預金證書を交付し置き、之れと引換に支拂ふものとす。

通知預金の利益は、纏りたる遊金を預金者より引出豫告あり其拂渡の日迄は、銀
行自由に之れを運轉收益し得べきにより、此種預金には普通當座預金よりも日歩
二三厘方高き利息を附し、又通知の日限には三日五日或は一週間等、契約によりて
之れが長短を任意に定め、其長短に依り利息の歩合を異にす。

通知預金に對して交付する證書は豫め用紙を調製し置くことなく、大抵の銀行
に於て定期預金證書又は預金手形(證書)に通知引出すの旨を附起して利用する場
合多し。

第二節 貸付係

貸付係は證書貸付、手形貸付、割引手形及び荷付爲替手形の貸出又は其れが回収
に伴ふ一切の事務を處理するものとす。

銀行の營業上貸出は、預金と並びて重要な業務にして、堅實なる方法を以て預
金其他の資金を有利に而かも圓滑に運轉するに依り、銀行の主たる収益の生ずる
ものなれば、能ふ丈け敏活に且つ周到なる注意を以て業務を執らざるべからず、若
し貸出に際し無謀の舉に出づるが如きことありて、危険を冒し萬一資金の固定す
るか、又は滯貸となり遂には貸倒等の事故あらんか、商業銀行たる營業の性質を根
底より覆すと同時に、銀行の信用を失墜し爲めに預金の取付けとなり、世上往々耳
にする處の支拂停止沙汰の如き、又は破産閉行等の悲惨の因も此間に醸成せらる
るもの多し、故に此業務に當る者は機敏にして且つ細心ならざるべからず。

此係に主任者ありて顧客と應接し、貸出に對する差入擔保品の撰擇、條件及利率
其他の折衝に當ると同時に、貸付係一切の事務を直接監督す、故に銀行内外の事情
に精通せる老練なる行員にして、始めて該の任を克くすることを得るなり。

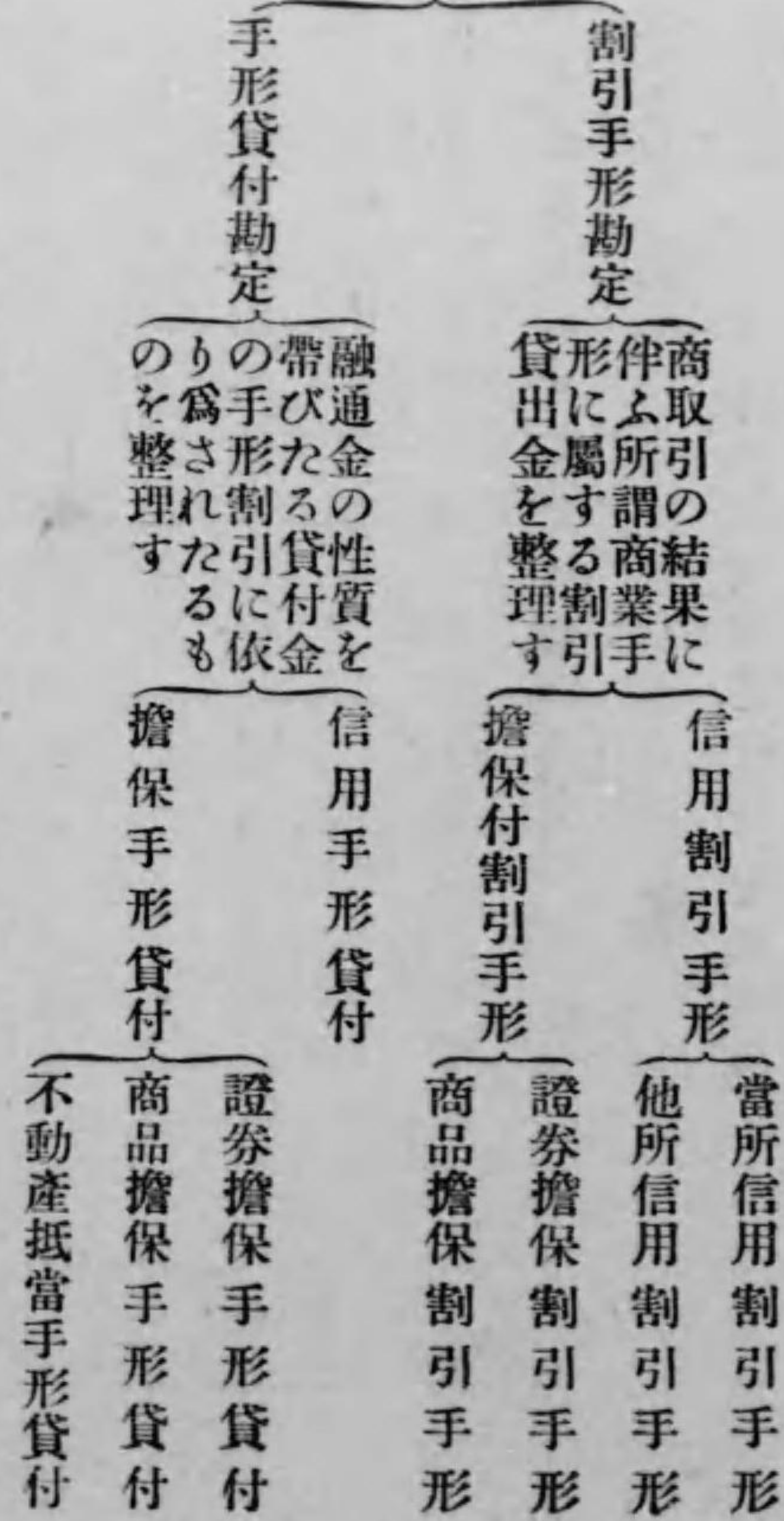
甲 手形の割引

貸出金方法中手形の割引は其主要のものなること、既に第一章に於て略述せる
處即ち各種手形を支拂期日まで割引貸出するにあり。

(一) 割引手形と手形貸付との區別

改正細則には同じく手形割引に依る貸出にありながら、一は割引、手形勘定を以て處理し他は手形貸付勘定を以て處理するものと爲せり、斯く區別する標準は何れの點にありやと云ふに、貸出金の性質が全く商取引に伴ひて振出されたる所謂商業手形を割引せるとき之を割引手形勘定にて整理し、其れ以外のもの即ち融通金の性質を帯びたる貸付金を手形に依て爲されたるるとき之を手形貸付勘定にて整理するものとせり、從來の如く利息として後取りするものは貸付金勘定を以て整理し、割引料として天引するものを割引手形勘定にて整理するが如き區別を標準とせず、又手形に裏書の有するや否やも其れが區別の標準とならざるなり、然らば信用のものと擔保付との區別を以て、其れが標準たるやと云ふに之亦否定せざるを得ざるなり、之れを要するに從來貸付金勘定を以て整理せる貸金中、手形割引に依る取引は皆手形貸付勘定を以て整理すべく改正せられたるなり、試みに左に之れが圖解をなさん

手形割引
に依る貸
出



以上の標準に基く分類なれば理論上割引手形にも擔保付のもの有り得べきは想像に難からず、然れども銀行に於ける實際は先づ信用のもののみを割引手形勘定にて整理し、其擔保付のものは手形貸付勘定に編入し、之を整理する處多かるべしと著者の信ずる處なり。

尙右區別の標準に關し一言を費さんに、割引手形と手形貸付との分岐點は、之を商業手形と見るや、或は之を融通手形と見るやに依りて決せらるるなり、故に各行

の見解にして時に相異なる者あらば、甲銀行の割引手形が時としては乙銀行の手形貸付なるやも保し難し、爲めに一見之が區別の茫邈なるが如きも、少しく思を費せば自ら其れが分岐點明瞭するべし、又之を手形の形式上より右區別の標準を發見する事を得、即ち割引手形勘定に入るべき者は、既に世上は流通せられ居る者を裏書に依りて銀行に割引取引せられたる者なり、例へば製造者宛に問屋の振出せる手形を、製造者は之を銀行に裏書譲渡する形式なり、之に反し手形貸付勘定に入るべきものは、未だ世上に流通せるにあらず、融通を受けんとする者が銀行に到り、銀行宛の手形を振出す事となる場合の多かるべくして、茲に於て始めて手形の成立を見る、例へば銀行宛の約束手形を振出すか、又は銀行を受取人とせる自己(借主)宛の爲替手形を振出し融通を受くるものにて、斯かる場合には地方に於てよく其例を見る借用證書を以てするも可なり、然るに之を借用證書に依らずして、手形割引の形式を取るものは、借用證書に比し後に述ぶるが如き利益あるが爲めなり。

改正細則に於て、割引手形と手形貸付とに區別せる、主務省當局者の精神を付度するに、銀行の貸出中商業手形割引の多きを以て健全なる資金運用方法と爲し、之

れに反し融通手形の多き時は、自然營業に懸念ありとの見解を持たれ、銀行監督上より此點に注意を拂ひたるものにあらざる乎。

(二) 手形割引方法に依る貸出の利益

手形割引方法に依る貸出の如何なる點が利益なりやを略述せんに。

1. 資金運用の迅速、割引に依り取得せる手形は、他行に裏書譲渡をなし、再割引の方法に依て、銀行は所要の運用資金を融通し得て、更らに利殖運轉をなし得るにあり。

2. 利息の前取り、手形の割引は手形額面より、満期日迄の利息を天引をするにあり、假りに年一割の利率にて貸出をなし、期日に到り元利金を受取るも依然利率は年一割なるも、之に反して手形割引の方法に依る利息の前取(割引料)は左の算理にて年一割一步一厘となるべし。

$$10 \div 90 = 1.11$$

割引料として貸出金より利息を天引するは、銀行業者の慣習にて孰れも怪む者なし、而して斯る慣習を馴致するに至りたる根據なきにあらず、著者が其主なる

者と信ずる一二を擧ぐれば、一、我國現行法規には手形に對し利付を認め居らず、二、金融の繁閑、其手形信用の厚薄、又は擔保品の良否其他の事情に依り、利率の高低一定する能はずして時に其間著しき差あり、もし借用證書貸付の如く、利率を證書に記載せしむるが如き方法を以てせんか、利息制限法の利率を越ゆると能はず、然るに之が割引方法を以てする時は、其時の事情に従ひ利率の高低は當事者間の自由意思に依るとを得、斯く諸事便宜なるに由れる者なるべし。

3. 回収期限短し 手形は多く商取引に伴ふて發行せらるるものなれば、期限短く従つて貸出金の回収期限も亦短し、銀行に於て割引せられつつある所謂商業手形なるものは、其期限の九十日以上に長期に亘るもの殆んど稀なり。

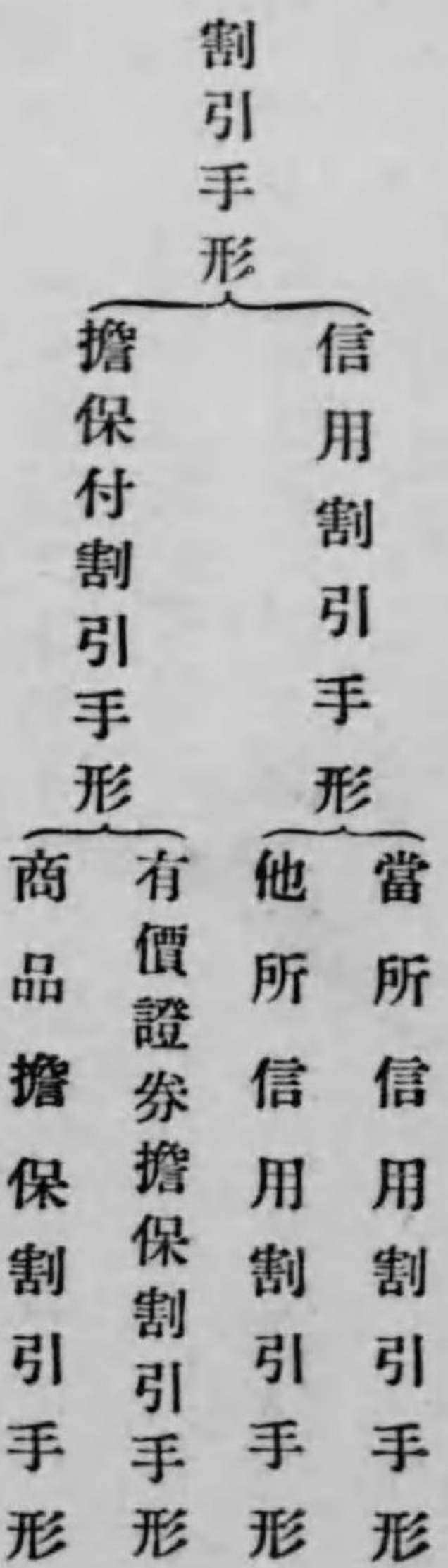
4. 權利行使の便益 手形債務者が満期日に到るも其債務を履行せざる時に、債權者は手形上の權利行使に際し、借用證書に依りてなせる場合のものよりも便利なること多し。

5. 印紙税の節約 手形の割引依頼者顧客は、貼用印紙税を負擔するを普通とせり、故に左記比較せば顧客は手形に依るを利益とす。

割引手形
勘定に屬
する手形
の分類

- 一、爲替手形は一通毎に三錢の收入印紙を貼用すべし。
- 二、約束手形は一通毎に其記載金高に應じ左の收入印紙を貼用すべし。

二百圓以下	三錢	千圓以下	五錢
五千圓以下	十錢	一萬圓以下	二十錢
二萬圓以下	五十錢	三萬圓以下	一圓
五萬圓以下	二圓	十萬圓以下	四圓
十萬圓以上	七圓		
- 三、借用證書は一通毎に其記載金高五圓以上のものに限り、記載金高一萬分の五の割合を以て、收入印紙を貼用すべし、但印紙税額五十圓となるときは五十圓に止め、一錢未滿は一錢に切上ぐるものとす。
- (三) 割引手形勘定に屬する手形整理の分類
割引手形を記帳整理するの分類は、各行夫々便宜に従ひ必ずしも同一ならざるべし、今著者の適當と信ずる處に基き解説せんに。



日記帳、總勘定元帳、總勘定元帳差引、殘高帳及び貸借對照表等に於て單に割引手形と稱するも、其内容は前記諸種のことを總括せるものなり。

1. 信用割引手形は對人信用の貸出方法にして、手形の關係者が十分に信用あり、其信用に重きを置き無擔保にて手形を割引するものを謂ふ、而して此手形は商取引に基き、順路正しく振出され、期日に到れば相違なく支拂はる、何れの點より見るも確實のものたる、所謂一流商業手形ならざるべからず、此種の手形は銀行の最も歡迎する處のものにして、銀行間に於て常に争ふて之れが取引先を得んことに努む、從て割引歩合は最も低率なり、世上單に割引歩合を云々するに當り、標準を此種の手形に取る、こと多し、割引手形勘定にて整理せらるべきものは此種の手形貸出にして、前述せる如く理論上よりせば、擔保付手形をも亦之に編入し得べしと

信用割引手形

當所信用割引手形

他所信用割引手形

割引手形取引例

するも、著者は實際の取扱として、擔保付手形は手形貸付勘定にて整理し、割引手形勘定は、信用手形のみを以てせんと欲するものなり。

1. 右の如き信用手形にして其支拂が銀行所在地に於て爲さるるものを當所信用割引手形と謂ひ。

2. 其支拂が銀行所在地外に於てせらるべき者を他所信用割引手形と謂ふ。銀行が他所手形を取得するときは、其本支店又は取引先銀行に該手形を期日までに送附し、其れが取立を依頼せざるべからざるにより、割引歩合は當所手形に比し幾分高きを例とするなり、

割引手形取引仕譯例

一例 島山豊吉の依頼により左の約束手形を日歩二錢にて割引し、手取金は同人當座預金に入金せり。

出するものとす、若し満期日が日曜、祭日、又は其地方の慣習に依る公休日等に當るときは其翌日(假りに本例題の八月十日が休日ならば其翌日なる十一日)まで日歩を取るものとす。

$$5,583 \times 27 \left(\frac{27}{7} - \frac{15}{7} + 1 + 10 = 27 \right) \times 2 = 30,148 \frac{2}{3}$$

即ち元金は圓位に止め、割引料は厘位より切棄てるものとす。

□、擔保付割引手形 割引手形勘定にて整理すべき貸出は主として商取引に伴ふ信用割引手形たるを其理想的のものとせり、然るに數多割引手形の内には、如何に商取引に伴ふ徑路正しき手形と雖も、其手形關係者の信用のみを以てしては、其支拂の確否につき未だ十分の安心を置く能はざるものなしとせず、故に斯る手形の割引貸出しに際し、相當の擔保品を提供せしむるものとす、斯く擔保品を必要とする手形は、信用薄弱なるが爲め商業手形として取扱ふ能はず、寧ろ割引手形勘定中より除外し、手形貸付勘定に編入すべきものと論ずる者あるべく、著者も實際の取扱上より賛成なるも、理論上よりせば俄かに首肯する能はざるものあり、如何となれば手形貸付勘定は、主として融通手形の性質を有する割引を整理するにあ

擔保付割引手形

有價證券擔保割引手形ありとし

りて、商取引に伴ふ商業手形へ入るべきにあらざればなり、現時の實社會の狀態より所謂商業手形にありながら、斯く擔保品を要するもの有り得ることを豫想するに難からず、故に理論上先づ前掲せる如く割引手形勘定の小科目として、信用割引手形と擔保付割引手形とに區分せる所以なり。

然れとも本來割引手形としての貸出は、手形其者の信用を主とするものにして、常に擔保品を目當てとする所謂對物信用の如きものにあらざ、故に此場合に於ける擔保品の受入れは、萬一後日に於て手形債務を果し得ざる場合に備ふるに過ぎず、此場合に於ける割引手形の擔保は、銀行より見て所謂副的擔保たるなり、而して此種貸出を割引手形勘定に編入する銀行あらんも其額は甚だ僅少なるべし。

斯く信用薄弱なると擔保品に關する手數等を要する爲め、其割引歩合は信用割引手形より幾分高きを常とせり。

1. 有價證券擔保割引手形とは國債證書、大藏省證券、地方債券、社債、株式及び銀行の預金證書等を擔保として貸出するを謂ふ。
擔保品として有價證券を受入るに際し銀行の注意を要すべきは、其證券の適法

なる所持者たるや否やを確むるは勿論、記名式のものならば名義書替に要する白地委任狀を添附せしめ、而かも其證券は何時にても容易に賣却し得べきものを選択せざるべからず、之れは萬一手形不渡となりたる時に當り、擔保品たる證券を處分し辨済金に當てらるべきものなればなり。

2. 商品を擔保とせる手形の割引を謂ひ、都會には堅牢なる倉庫を有し、且つ十分に信用ある倉庫業者ありて、商人の寄託せる商品に對し倉庫證券を發行するか故に、銀行は之れを擔保に取り貸出に頗る便利なるも、倉庫業の未だ發達せざる地方にありては、銀行自ら倉庫を所有し居り、其れに商品を庫入せしめ然る後貸出をする現狀なり、又商品を擔保として受入るるに當り銀行の注意すべきは、何時にても市場に於て賣買し得る、其地方の重要商品を擇はざるべからず、如何となれば萬一手形の不渡となりたる時は、其商品の處分を爲し手形辨済金に當つるものなればなり、凡そ商品は値段の變動多きものなるも、重要商品の値段なるものは經濟學の法則の(賣價は需要供給に依りて定り而して生産費以下に低落することなし)通り無限に低落するものにあらず、故に商品の擔保價格の標準は時價の七掛以内

商品擔保
割引手形
同前

とせば商品擔保の貸出しも餘り危険にあらざるべし、商品は有價證券に比し萬一の處分に際し、概して困難なれば割引歩合は證券擔保のものより多少高率なるを常とせり。

左に擔保品差入證及び擔保品預り證の雛形を掲ぐ、然れども其文言は各行一定なりと謂ふ能はざるものなれば適宜取捨して可也。

收入
印紙

擔保品差入證(文案)

(擔保品ヲ詳細ニ記入ス)

右ハ拙者振出、引受、保證第 號^{爲替}束手形金 圓ニ對シ擔保トシテ貴行ニ質入致候然ル上ハ、期日ニ至リ仕拂ヲ怠リ候節ハ照會ヲ要セス適宜ノ價格ニ御賣却ノ上其代金ヲ以テ該債權金額及取組ニ於ケル利率ヲ以テ返濟當日迄計算シタル延滞利息其他ノ諸入費ニ御充當相成度尙ホ不足相生シ候ヘハ何程ニテモ遲滞ナク拙者ニ於テ辨償可致ハ勿論手形ノ形式若クハ貴行手續上ノ欠缺等ニ因リ手形債權トシテ其效力ヲ有セサ

ルニ至ルト否トニ拘ハラス拙者其責ニ任シ可申候又擔保品ニ故障ヲ生シ若クハ價格低落致候節ハ貴行ノ請求ニ應シ直チニ代リ擔保品若クハ増擔保品差入可申決シテ貴行へ御迷惑相掛ケ申間敷候

尙ホ左記條項モ契約致候仍テ爲後日本證差入候也

一、拙者ヨリ差入アル擔保品ニシテ變質、消耗、鼠喰等ノ爲メ滅失毀損致候トモ其損失ハ拙者ニ於テ負擔可仕候

二、手形其他諸證書類ノ紛失又ハ印章ノ盗用等ニ因テ生スル損害ハ總テ拙者ニ於テ之ヲ負擔シ聊カモ貴行ニ御迷惑相掛ケ申間敷候

大正 年 月 日

本人(擔保品差入者ノ姓名) 印

株式會社 大正商業銀行 御中

割引第 號

收入三
印紙錢

擔保品預リ證

(擔保品ヲ詳細ニ記入ス)

右者大正 年 月 日取組タル大正 年 月 日(又ハ一覽)限約爲替手形金 圓ノ擔保品トシテ正ニ御預リ申候也

一、手形金額御返金ノ節ハ此證書引換ニ擔保品御渡可申候手形期日經過後ハ本證ハ無效タルヘク候

二、擔保品ヲ變更サレタルトキハ必ス此證御持參ノ上裏面ニ其記入ヲ受ケラルヘク候

三、此證書ハ賣買讓渡又ハ質入ヲ禁シ候

大正 年 月 日

株式會社 大正商業銀行 印

(擔保品差入者ノ姓名) 殿

擔保品手形割引取引仕譯例

一 例 石塚善衛の依頼により左の擔保品時價九掛にて同人振出約束手形金千二百十五圓也を日步貳錢壹厘にて割引す

己に述べたる如く手形貸付勘定にて整理する手形割引は、商取引に伴ひ發生するものにあらざりて得意先より一時の融通を銀行に求めらるる場合、其要求に應じて手形を割引なし、貸出するものにして此種貸出しにも亦信用のものあり擔保付のものあるなり。

手形貸付 { 信用手形貸付 有價證券擔保手形貸付

擔保付手形貸付 商品擔保手形貸付

不動産擔保手形貸付

日記帳、總勘定元帳、總勘定元帳、殘高帳、及び貸借對照表等に於て單に手形貸付と稱すべきも其内容は前記諸種のことを總括せるものなり。

イ、信用手形貸付は手形振出人の信用のみを目當とする、對人信用の所謂融通手形を割引せる貸出にして、多少危険を帶ふるものたるを失はず、斯る貸出は銀行の出來得る限り避けざるべからざるものなるも、顧客との從來取引關係上より、時に全然之れを退け能はざる事情のなきにしもあらず、故に其額の多少は別として大抵の銀行は此種貸出金を有せざるはなし、而して此種貸出は往々期日に到り漸

信用手形貸付

擔保付手形貸付

有價證券擔保付

商品擔保手形貸付

不動産擔保手形貸付

く其一部分の内入金をなし、殘額は手形の書替へ繼續せられ、又は全額の書替へ繼續を兩三度繰返さるることもあり、従つて割引歩合の如きも甚だ高率にして、人に依り時に臨みて變更し、平常の利率を以て論ずる能はざるものとす。

ロ、擔保付手形貸付は全然擔保品を目當てとする對物信用の融通手形を割引せる貸付なり。

1. 有價證券擔保手形貸付とは國債證書、大藏省證券、地方債券、社債、株式及び銀行の諸預金證書等を擔保として貸出するを謂ふ。

擔保品として有價證券を受取るに際し銀行の注意すべき點は割引手形の場合と同じ。

2. 商品擔保手形貸付とは諸種の商品を擔保とせる手形割引の貸付を謂ふ。擔保品として商品を受取るに際し銀行の注意すべき點は割引手形の場合と同じ。

3. 不動産擔保手形貸付とは土地建物を抵當となし其れを目當てに手形の割引せるものを謂ふ、而して之れが取組を爲すに當り先づ不動産の根抵當權設定契約

く前引するにあらず、元金の返済と共に利息の名稱にて受取るなり、而して此種貸付の種類も各行其便宜に従ひ必ずしも同一にあらざるべしと雖ども著者は不動産抵當貸付、保證貸付の二種に分類せり。

1. 此種貸付は先づ不動産抵當權を設定登記せしめ、借用證書を作成し然る上に貸出を爲すものとす。

2. 對人信用貸付の一種にして借用本人に相當信用あるは勿論、更らに銀行の信用する處の確實なる保證人を附けしめて爲す貸付金なり、而して此兩種貸出利率は普通利率を以て論ずる能はずして、人に依り時に臨みて高低あり然れども概して手形貸付利率より尙高きを常とせり。

取引例

一、七月十五日大野作十郎の依頼に應じ左の條件にて金壹萬圓の不動産抵當貸付を爲せり。

何市何町何番地市街宅壹千坪此時價五萬圓。

抵當順位一番抵當期限 年七月十五日迄一ヶ年、利率年八歩。

不動産抵當貸付金
保證貸付金

仕 拂 傳 票

大正 年 月 日
證 書 貸 付 勘 定

大野作十郎	大野作十郎	100,000.00
不動産貸付金	不動産貸付金	
期限何年七月十五日迄	期限何年七月十五日迄	
年 利 八 歩	年 利 八 歩	
金	金	

七月十六日園部又三郎の依頼に應じ左の條件にて金參千圓の保證貸付を爲せり。

保證人稻庭謹也、期限十月三十日、利率年七歩五厘。

仕 拂 傳 票

大正 年 月 日

證 書 貸 付 物 定

十	千	百	十	元	角	分	厘
	3	0	0	0	0	0	0
圓 部 又 三 郎							
保 證 券 10.							
期 限 十 月 三 日							
年 利 七 步 五 厘							

丙 コール、ローン、及びコール、マネー

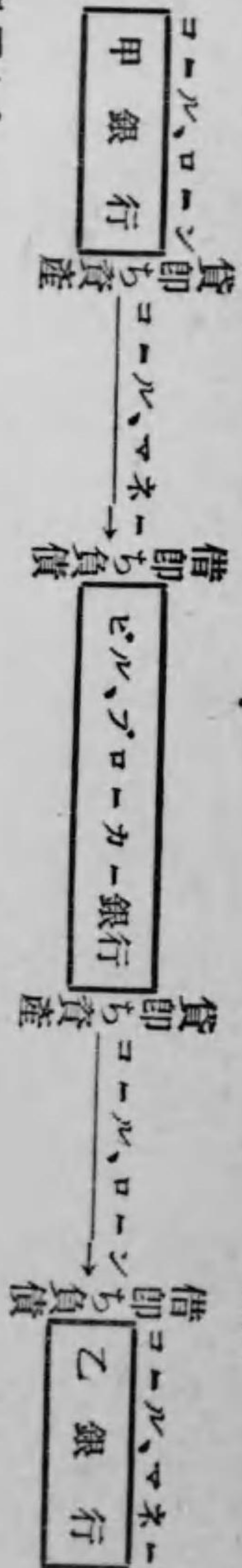
コール、
ローン、
及び
マネー

コール、ローン、及びコール、マネーは特殊の方法にて取引せらるる短期貸付金の
出手、取手を區別せる名稱にして、纏りたる資金を短期運用するにあり。

近年我國に於ても此種資金の取引は漸次増加の傾向を呈しつつあり、倫敦にて
は此種の資金をコール、マネー、又はマネー、アット、コール、と稱へ、呼べば則ち返へる
處の貸金を意味し、紐育にてはコール、ローン、又はデマンド、ローンと唱へ則ち要求
拂にて貸出されたる資金を意味せるものなり、我國に於ては此種の資金其物を概

稱して單にコール、と謂ふも、之れを貸出したる側所謂出し手より見てコール、ロ
ン、Call Loan と稱し、又之を借りたる側所謂取り手より見てコール、マネー、Call Money
と稱すべきなり、然るに從來我國の普通銀行に於て是れを整理せる勘定科目はコ
ール、ローン、又はコール、マネー、の名稱を用ゆることなく、コール、ローン、即ち出し手
側は預け金、通知貸金、貸付金等の科目を以て整理し、又コール、マネー、即ち取り手側
は之れを別段預金、通知預金、預金手形等の科目を以て整理し居たり、然るに改正細
則に於ては此區別を明瞭にし、コール、ローン、及びコール、マネー、其儘の名稱を以て
整理せざるべからざることとなり、即ちコール、ローンは銀行の資産勘定に屬し、
コール、マネー、は負債勘定に屬するものとす。

從來とてもビル、ブローカー銀行、普通の銀行業務を行ふと同時に手形の仲立業
務を兼營するもの)にありては、劃然たる區別を爲せり、即ちコール、マネー、は他行よ
り借入れたる場合を謂ひ、コール、ローンは他行に貸出したるものを謂ふ、今ビル、ブ
ローカー銀行の仲立して、甲乙の銀行に五萬圓の貸借を生じたる場合を假想し、ビ
ル、ブローカー銀行の貸借關係は



に區別す。

而してコールは銀行の金操上より三日五日一週間は普通なるも、時には一ヶ月と云ふが如きものなしとせず、兎に角短期に纏りたる資金を或は貸出し或は借入れて、手許有金の操縦を爲すにあり、これに擔保付あり又信用のものあり、利息は條件と其時の事情に依り約定し一定せるものにあらず、貸出形式は何れも手形に依り取扱はれ、利息は元金返済と共に授受せしむるものにて、此利息後拂の約定に關しては左記文案に類似の副書を手形と共に差入らるるものとす。

副書 (文案)

別紙 號(支拂期日及びコールの種類を記す)爲替手形ニ對スル利息ハ本日ヨリ拂戻ノ前日迄百圓ニ付日歩(錢)厘ノ割合ニテ支拂可申候也

大正 年 月 日

何々銀行(又は何々ビル、プロカー銀行)

支配人

何々銀行 御中

コールの種類

(イ) コールは通知方法と利息約定とに依りて區別することを得其大様を掲げんに通知方法に依る種類

1. 無條件コール とは資金の授受せられる日を除けば何時にても貸主借主双方より取立又は支拂の旨を通告することを得、此通告の翌日に於て取立又は支拂はるるものなり。
2. 先方コール とは先方(借主)より通告ありたる翌日に返済することを約するにあり。
3. 當方コール とは當方(貸主)より通告を爲せば其翌日返済を受くることを約するにあり。

入金傳票

大正 年 月 日

コーポラル、ローン勘定

1000000000	何ビル、フローカー銀行
	キ13. 返済金

入金傳票

大正 年 月 日

利息勘定

8000	何ビル、フローカー銀行
	コール、ローン十萬圓八日間
	日歩一錢利息

丁、荷付爲替手形

荷付爲替手形も割引の一種にして、得意先より取組みの依頼を受けたるとき、次掲文案に類する約定書及び依頼書を徴し、手形の形式及び附帯する貨物を調べた上、支配人の承認を得て割引を爲し、手取金は依頼者の預金又は其他の勘定に振替せらるる場合多し。

附帯貨物としては商品あり有價證券あり、其商品なるときは運送業者の發行せる貨物引換證を以てするものにして、商品の性質に依て其價格の七掛八掛又は九掛と云ふ風に手形金額を決定し、有價證券なるときは實物を受入れ、其時價の金額を手形金額とすることあり、この手形金額は得意先の信用情態と、貨物の性質を斟酌して決定するものにして、何れも海上又は陸上の損害保険を附せざるべからず。

手形は勿論爲替手形にして其形式は振出人(得意先)が同時に受取人(即ち自己受取商法第四百四十七條参照)となり、銀行には裏書讓渡すの形式をとり、又支拂拒絕證書作成の免除(商法第四百八十九條第一項参照)せる場合多し、銀行は之れを仕向先銀行に取立委任(商法第四百六十三條第一項参照)の裏書を爲し其取立を仕向先銀行に依頼するものとす。

荷付爲替手形金額の決定

手形の形式

參錢
印紙

荷附爲替手形約定書文案

貴店ト割引荷爲替取組其他ノ手形取引致候ニ付左記ノ諸件ヲ約定致候

第一條 債務擔保ノ爲メ現金又ハ擔保物件ヲ据置擔保トシ又ハ特定債務ノ擔保トシテ差入タルトキ及之等擔保ヲ交換シタル時等總テノ場合此擔保物件ハ差入又ハ交換當時拙者ノ負擔スル一切ノ債務ヲ共通シテ擔保スル外尙其以後ニ生スル一切ノ債務ヲモ擔保スヘキモノニ候擔保物件ハ拙者カ債務ノ履行ヲ怠リタル場合ニハ貴行任意ノ方法ヲ以テ全部又ハ一部ヲ處分セラレ其代金ヲ以テ債務ニ充當相成リ異議無之候

第二條 擔保カ毀損滅失シ又ハ價格カ下落シタル爲メ貴行カ増擔保ヲ請求セラレタル時ハ直ニ貴行ノ相當ト認ムル物件ヲ差入ルヘク候

第三條 荷爲替ノ附帶品又ハ手形割引其他ニヨル債務ノ擔保物件ノ管理ハ貴行ノ適當トスル方法ニヨラレ毀損滅失スルモ何等故障ヲ申出

デズ候尙管理ノ必要上其物件ヲ處分スルヲ可ナリトセララルル時ハ債務ノ期限ニ拘ラズ何時ニテモ貴行ノ適當トスル方法ニヨリ換價シ其代金ヲ擔保トセラレ異議無之候

荷爲替附帶品ノ運送費用又ハ保管料ハ總テ拙者ニ於テ負擔スベク候

第四條 貴行ヨリ拙者ニ宛テタル擔保品受取證ヲ持參シ擔保品ノ交換又ハ返還ヲ請求シタルトキハ其人タルヲ問ハズ貴行ニ於テ返還又ハ交換ノ請求ニ應ゼラレ候モ異議無之候

第五條 荷爲替取組ヲ爲シタル場合手形附帶ノ物件ハ貴行ノ適當トスル方法ニヨリ支拂地ニ送付セラルベク手形ノ支拂アリタル時ハ之ヲ支拂人ニ交附セラレタク候

若該手形ノ引受ナキカ又ハ支拂ナキトキハ直ニ附帶物件ニ付キ任意方法ニヨリ處分セラレ又附帶物件ガ貨物引換證、船荷證券ナリシトキハ到達地ニ於テ貨物ヲ引取リ任意方法ニヨリテ處分セラレ之等代金ヲ以テ手形ノ支拂ニ充當セラルルトモ又ハ運送品ヲ積戻シテ處分シ手形支拂ニ充當セラルルトモ總テ必

要ノ處分ハ貴行ノ選擇ニ任ジ可申之レガ爲メ生ジタル危險並ニ費用ハ總テ抽者ニ於テ負擔可致候

船荷證券又ハ貨物引換證ノ貨物が運送中ニ滅失毀損シタルトキハ貴行ノ請求次第直ニ其手形ヲ手形面金額ヲ以テ買戻シ可申若シ又保險金ヲ受取ル可キ場合ニハ法定ノ手續ニヨラズ貴行ニ於テ抽者ニ代リ請求相成異議無之候

第六條 抽者ノ振出又ハ裏書シタル諸手形ニ付引受又ハ支拂拒絕アリタルトキハ拒絕證書ヲ作成スルコトヲ免除致候

第七條 抽者振出引受又ハ裏書ノ手形ニ付萬一手形要件又ハ手續ノ欠缺アルトキハ抽者ノ信用上ノ利益ノ爲メ手形面金額ヲ以テ獨立シタル金銭支拂債務ト看做シ其金額ヲ支拂ヒ貴行ニ損失ヲ負ハシメズ候

第八條 抽者ノ貴行ニ届出タル印章ヲ用ヒテ貴行ト爲シタル取引ニ付テハタトヒ印章ノ盗用其他ノ事由ニ出ヅルトキト雖モ之レ又抽者ニ於テ信用上ノ利益ノ爲メ其取引ノ結果ヲ負擔シ貴行ニ對シ其責ニ任ズベク候

第九條 貴行ガ抽者ノ振出引受裏書等ニ係ル手形ヲ取得セラレタル場合貴行ニ

於テ抽者其他ノ手形關係人ニ信用ヲ破ル如キ行爲アリト認メラレタルトキハ抽者ニ於テ其手形ヲ手形面金額ヲ以テ買取可申候

第十條 抽者ガ貴行ニ預金アル場合抽者債務ノ辨濟ヲ遲滯スルトキハ預金ノ期限ニ拘ラズ相殺セラルモ異議無之候

第十一條 抽者ガ一債務ノ履行ヲ怠リタルトキハ之ニヨリテ抽者ハ他ノ債務期限ノ利益ヲ失ヒタルモノトセラルモ異議無之候

第十二條 擔保處分ニヨリテ得タル金額又ハ辨濟ニ提供シタル金額ガ債務ノ全部ニ充タザルトキハ其ノ充當順序ハ總テ貴行ニ一任致候

大正 年 月 日

(住 所)

本 人

(住 所)

連帶保證人

株式會社大正商業銀行 御中

第五章 營業部事務 貸付係

振替傳票
大正 年 月 日

借		方		金額		貸		方	
勘定科目	摘要	金額	単位	勘定科目	摘要	金額	単位	勘定科目	摘要
(荷付爲替手形) 和田 喜右衛門		3	1	6	0	0	0	(勘定科目) (青森第五十九銀行)	
	#								預 々(仕向口)
									起算日 月 日

戊 滞貸金

滞貸金

滞貸金は貸出金の返済期日既に到達し、借主に對して其辨濟方を督促するも入金なく、結局貸金辨濟訴訟を提起し強制執行に及ぶも、借主の現状より其辨濟を受けること容易ならず、或は擔保品の値下りの爲め追擔保品の請求又は値下りに對する入金を請求するも借主のこれに應ずる能はざる現状にあるも、然れども未だ全く貸倒れに終る程にもあらず、例へば借主が他に對する債権を取立て、銀行の負

債を辨濟する方法を講じ居る場合の如く、又は擔保貨物を他に賣却交渉中にして其代金を以て銀行の負債に振向け居るが如き場合等なり、銀行は此實狀よりして不確實ながらも一時猶豫して斷然たる處分を執らず、期限到來の手形を更に切替又は證書の書替を爲し、借主の成行を俟たざるべからざる事あり、斯る場合に不確實なる貸金を普通の貸出金中に組入れ置くは、銀行財産としては甚だ不安固なるものにして、從て又整理上穩當を缺くものなれば、決算期に於て普通貸出金中より控除し、之を滞貸金と爲し處理し置くものとす。

仕譯例

去る 月 日貸出割第 號借主藤崎三郎兵衛割引手形金五千八百參拾圓を滞貸金に編入す。

振替傳票		大正 年 月 日		藤崎三郎兵衛 股	
借方 (入方)	金額	貸方 (出方)	金額	勘定科目	摘要
5,830.00		5,830.00		割引手形 (勘定)	貸出金 (勘定)

は、直ちに社會に及ぼす影響の他のものに比し一層重大なるを以て、現在は財産に移動なしとするも、一つの債務たる以上は之れを現金勘定と看做し一々計算に入れ、營業上の内容を可及的明瞭ならしめ、當局者は之に依て監督上の便たらしむるは勿論、又社會一般的に監督を爲さしめんとの用意に出でたるものにあらざる乎。銀行業者は他の監督を待つまでもなく自己存立の意味よりして、業務機能を發揮し世上の信用を得んとせば、營業の内容を明瞭にし、些の疑惑をも受けざる様、健實にして賢明なる營業方針を執らざるべからず。

甲 手形の引受

手形引受業務は歐米の大都市たる倫敦巴里柏林アムステルダム及び紐育等の世界的金融市場に盛んに行はれ居る處のものなり、アクセプトンク、ハウス(Accepting-house)並に銀行等が、其取引先との約定に基きて振出されたる爲替手形を引受け、依つて以て其手形に信用を附與し、之が對價として引受手数料を受くるの營業にして、此業務の爲めに引受けられたる手形は一般にアクセプトンク、ビル(Acceptances-Bill)と稱せられ、就中銀行の引受に係るものを特にバンク、アクセプトンクと名けし。

らる、從來我國に於ては歐米の其れの如きものなかりしも、稍類似のものなきにあらず、殊に後述する露國に對する生絲貿易資金融通の爲めにせんとする手形問題の如きは正に一種のアクセプトンク、ビルたるべくして將來は有望の業務たるべし。

(一) 手形引受業務の由來

手形引受業務の起原は輸入商に依て始まりたるも、未だ此業務を専門的に營むアクセプトンク、ハウスの無かりし時代に於ては、輸入商等は夫々自家注文に係る輸入品の代價に對し、輸出商より振出されたる爲替手形の仕拂引受を爲したるものなり、斯の如き手形は引受署名者たる輸入商の信用の高下に依りて其價值に差異を生じ、基礎鞏固と看らるる輸入商の引受けたる手形なる程、之を割引業者(デスカウント、ハウス Discount House)に於て割引する場合其割引率の低廉なるは當然にして其二流以下の引受けたるものの高率なるは東西相同じきなり、而して其割引料は直接には手形裏書讓渡人より支拂はるるものなれども、結局は輸入商の負擔たるものなるが故に、第二流以下の輸入商等に取りては自家以上世上に信用ある

他の一流輸入商に對し、幾分かの料金を支拂ふて引受を依頼する方寧ろ計算上の得策とする處たり、又一流の輸入商にありても同業者間の事なれば二流以下のものと雖ども其信用状態に關し、銀行業以上に其れが調査の便宜を有するが爲め其者の信用に相當するだけ保證的に自己の信用を貸附するも敢て危険あらざるべし、一流輸入商等は只だ此信用を貸與するに依て比較的割良き引受手数料を収益することなれば、自然に引受業務の發達を來し遂に現代のアクセプティング、ハウスを形造るに至れり、如斯當時一流輸入商は漸次其本業たる輸入業を離れ、單に其信用を利用して引受業務を專業にするもの出てたり、然るに茲に又銀行の看板を掲げたる競争者の顯はれ爲めに、元祖たるアクセプティング、ハウスも銀行業兼營する有様にて、今は銀行業は引受業務をも營むものとの觀念を生ずるに至れり。

(二) 我國に於ける手形引受業務の現状

歐米各都市の世界的金融市場に於ける引受業務の機能を分割して、之れを種々なる場合に分つことを得、其内現在我國に於ても行はれ又近く行はれんとするものにつき略說せんに、

イ 銀行が資金を需むる取引先より自行に宛て振出されたる手形を、振出人(取引先甲)の勘定を以て引受くる場合。

此の場合に引受けらるる手形は日附後定期拂を普通とし、専ら資金の一時的融通を受くる目的を以つて振出さるるものとす、例へば臺灣に於けるA製糖會社が納税の爲め、又は原料仕入の爲めに要する資金を、或る季節に於いて急激に之れを調達せんと欲せり、然るに此の季節は恰かも各製糖會社の資金需要時期なるを以て、臺灣各地に於ける銀行等が爲めに手許逼迫中にて、A製糖會社の要求する巨額の資金を臺灣内に於て得ること能はず、故にA製糖會社は之れを内地に於いて融通を受けんとせり、然れども内地の銀行業者はA製糖會社の内情及び資産状態の明知せざる爲めA會社に對し直接には融通することを避くべし、茲に於いて乎A製糖會社は其の振出に係る移出手形(砂糖移出に伴ふ爲替手形)工場、納税擔保としての供託物件等を臺灣銀行に差入れて、同行と定額(例へば百萬圓を期間三ヶ月限度とするが如き)引受手形に關する約定を結び、東京大阪又は神戸に於ける臺銀支店に宛て其の限度以内に於て各種の金額及び各種の期日の手形を振出し、之等の

手形をA會社の内地にある代理店又は出張所に送附すべし、然るときは代理店は此等の手形を支拂地に於ける臺銀支店に呈示し引受を求め、斯くして引受を得たる手形を、其の地のビル、ブローカー又は銀行にて割引に附し、依つて得たる資金を或は之れを納税に充て、或は之れを臺灣の本社に向け送金すべく、而して手形期日の到來する迄には、豫て臺灣銀行本店に提供しありたる移出手形の代金が取立てられて、A製糖會社の當座預金口座に記入せられ、内地にある臺銀支店は其の引受に係る手形が期日に至りて、所持人より呈示せらるる毎に右の當座により支拂ふものとす。

□ 自行の發行せる信用狀に基き振出されたる手形の引受。

外國爲替銀行は勿論外國爲替を兼營する商業銀行が得意先なる内地輸入商の爲に、外國輸出商宛に商業信用狀を發行し、外國輸出商が信用狀文言に従ひ、當行宛に振出されたる爲替手形を仕拂引受するにあり、簡單なる一例を舉ぐれば、大阪の英羅紗輸入商Aの爲に、倫敦の羅紗商Bに對し壹萬磅の商業信用狀を發行せり、これに基き倫敦Bは羅紗を船積すると同時に、當行宛期限三ヶ月の爲替手形船荷證

券、保險證券其他附屬書類と共に、倫敦のC銀行に賣却され、手形の権利はC銀行に移り之を倫敦より神戸同支店に取立の爲め廻送されたり、C銀行神戸支店より當行に仕拂引受の爲め呈示せらるるものなれば、當行は之を引受け、船荷證券保險證券其他附屬書類を受取り、爲替手形のみをC銀行神戸支店に返却するなり、茲に於て當行は得意先Aの爲めにC銀行より壹萬磅の手形債務を負へり、故にこれが對手たる債權を得意先Aより得ざるべからず、即ち當行は得意先A宛に同金額同期限の爲替手形を振出し、Aより之れに仕拂引受を得置くなり、これにて當行はC銀行よりは壹萬磅の債務を負ひ、得意先Aに對する同額の債權を收めたるものにてここに貸借平均するなり、而して手形期日に到れば得意先Aより手形金額壹萬磅及び其れが利息を其時の爲替相場に換算せる邦貨を取立て、之を以てC銀行に支拂を爲すものなり、手形の利息即ち Interest Clause の記載は倫敦よりの原手形にあるも、我國の手形には之れを認めず、故に手形に對する利息は別に約定證を差入れさせ置くものとす。

ハ 外國手形の引受

大正三年七月末歐洲大戰勃發以來露國に於ける軍需品及び日用品の、我國より供給せるもの實に巨額にして、此れが代金の授受は或は倫敦に於て或は紐育に於てせられたるも、未だ圓滑なる決済方法たる能はず、爲めに日露貿易の更に一層盛大ならしんとして其域に進む能はざる現時の状態なり、之れ主として日露間に於て未だ金融疏通の途開け居らざるに歸因するものにして、日露兩國の銀行家等之を遺憾とせり、幸ひ先般露亞銀行代表者テフォエ氏來朝せるを機とし、先づ日本より輸出する生絲に對する金融を日本に於て得んと奔走し、我銀行家もこれに賛し、現今其交渉を進めつつありと新聞紙の報ずる處なり、其方法として左記の如く傳へらるるも、未だ決定せるものにあざれば、從て變更せらるること保し難しと雖ども、外國手形の引受は我國に於ける最初の試みにして、實に國際的金融市場となる一階梯なり、故に著者は實現せられんことを祈りて止まざる處なり、彌々確定せんか是亦手形引受の好例たるものなれば、試みに左に掲げ進んで研究せんとする士の參考に供せんと欲するにあり。

1. 露國政府の發行する公債又は大藏省證券其他双方(日露兩國銀行家合意の物

件を佛國銀行クレデリオネ露國支店(Credit Lyonnais 本店は巴里)に供託して置くこと。

2. 露亞銀行(或は同行橫濱支店の事務に屬するやも知れず)は右の供託物件を擔保として、我國銀行(東京大阪の大銀行及び橫濱正金銀行の聯合)中の何れかに宛て爲替手形を振出すべし、然るときは我國銀行は之れに支拂引受を爲すものとす。

3. 其手形の期限は六ヶ月にして一回の切替へを爲す事を得、故に結局期限は一ケ年となるべし。

4. 手形振出の順序は目下不明なれば其れに對し解説を試むる能はざるも、日本側銀行を宛名人とせる手形を振出すものとして、參考迄に著者の假想を左に掲ぐるごととせり、これ手形振出の順序を明瞭ならされば、手形引受の意味も亦明瞭を缺くの虞あればなり、要するに著者の老婆心より出でたるものなればこれ若し誤説なりとせらるるときは其高教を仰がんと欲するものなり。

A 露國に於ける輸入商甲が露亞銀行を債權者とせる手形を振出して露亞銀行より債務を負ふ、其代りに露亞銀行が日本側銀行を宛名人とせる同價値の爲替手

形を甲に渡し、これにて甲と露亞銀行とは互に債務の交換となれり、而して甲よりは日本の生絲輸出商乙に注文と同時に其手形を送附し來るべし、乙は之れに對し生絲を輸出し宛名人たる日本側銀行に、該手形の引受を求めたる上、乙は其手形を隨意に割引に附し金融を得らるべし。

B. 露亞銀行は甲の依頼に應じ商業信用狀を發行し、甲はこの信用狀を以て日本乙に生絲を注文し來るべし、これに基き乙は生絲を輸出すると同時に信用狀の文言に従ひ日本側丙銀行宛に爲替手形を振出し、丙銀行の引受を得たる時、船荷證券其他の書類を丙銀行に交付し、該手形を隨意割引に附するものとす。

C. 甲より注文あり乙は其れに應じ生絲を船積せるときに露亞銀行横濱支店に甲を宛名人とせる爲替手形船荷證券保險證券其他一切の書類を交付し、同支店よりは日本側丙銀行宛の爲替手形を受取り、乙は丙銀行の支拂引受を得て隨意に割引に附するものとす。

如上三種の何れかに依るものにあらざる乎、暫く掲げ後日其決定を見たる上改めて解説すべし。

5. 此手形は日本側銀行等が支拂の引受を爲したるものなれば正しくアクセプトランス・ビル(Acceptance Bill)なり。

6. 此仕拂引受済の上は我國金融市場に於ける流通手形となり放資目的物としての一流のものたるべし。

7. 此融通金額は最初の試みなれば其極度先づ五百萬圓と爲し、成績良好なるときは漸次増加せん希望なりと云ふ。

8. 日本側銀行は引受に對する引受手数料を得、即ち信用を貸與したる報酬なり又割引料は日本に於ける其時々の日歩に依ることとなるべし。

9. これに依て、露國商人の受くる利益、露國は戰時なれば金融逼迫して金利高し、假りに其れを年 5% とし、日本は之れに反し金融緩漫にして金利も亦從て安く、假りに年 4% 引受手数料 $1\frac{1}{4}\%$ とせんか、露國商人は常に金融を得たるのみならず、日本の低廉なる金利を利用し爲めに 75% の利鞘を利益することとなるべし。

(三) 手形仕拂引受事務に關する記帳整理

仕拂引受せる手形の期限に至るときは、引受銀行は依頼者より引受金額を受入

れ、其れを以て手形を支拂はざるべからず、茲に於て手形引受と手形支拂との二箇の取引起るものなり。

イ、手形仕拂引受の場合

手形の仕拂引受を爲したるときは信用を主格と爲し、これを賣買したるものと看做して手形の期間中は仕拂引受に依て債務を負ひ、其れと同時に依頼者又は手形振出人に對しては同額の債權を得たることとなる故に

振替簿															
<table border="1"> <tr><td>借</td><td>(仕拂承諾) ¥10,000 00</td></tr> <tr><td>手形引受</td><td></td></tr> <tr><td>何誰</td><td>期日.....</td></tr> <tr><td>(即ち引受手形債務)</td><td></td></tr> </table>	借	(仕拂承諾) ¥10,000 00	手形引受		何誰	期日.....	(即ち引受手形債務)		<table border="1"> <tr><td>貸</td><td>(仕拂承諾見返) ¥10,000 00</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>(即ち引受手形に對する請求權)</td></tr> </table>	貸	(仕拂承諾見返) ¥10,000 00				(即ち引受手形に對する請求權)
借	(仕拂承諾) ¥10,000 00														
手形引受															
何誰	期日.....														
(即ち引受手形債務)															
貸	(仕拂承諾見返) ¥10,000 00														
	(即ち引受手形に對する請求權)														
收納傳票															
<table border="1"> <tr><td>手数料料</td><td></td></tr> <tr><td>引受手数料</td><td>¥.....</td></tr> <tr><td>何誰</td><td></td></tr> </table>	手数料料		引受手数料	¥.....	何誰		<table border="1"> <tr><td>¥.....</td><td></td></tr> </table>	¥.....							
手数料料															
引受手数料	¥.....														
何誰															
¥.....															

振替

引受手数料は引受の都度之れを徴收すること甚だ少く、一ヶ月又は三ヶ月と云ふが如く纏めて後に受取る場合多し

ロ、仕拂引受手形の支拂ふ場合

仕拂承諾せる手形の期限に至るときは、引受銀行は其依頼者又は手形振出人より引受金額を受入れざるべからず、我國に於ては手形期日の前日迄に取立つるも倫敦に於ては實際支拂日前三日迄に取立つるを例なりと云ふ、故に茲にも亦引受手形金額の取立と引受手形金額支拂なる二箇の取引起るなり、而して之れを記帳整理するに二様の方法あり

第一法

倫敦に於ける銀行の簿記法は引受手形金額を依頼人より受入るときは一と先づ預金と爲すものにして我國も従來此例に據れり

收 納 傳 票

(別 段 預 金)	¥ 10,000 00
何 誰 手 形 引 受 替	
入 金	

手形期日となり支拂を爲すときは支拂傳票の作成と共に振替を行ふなり

振 替 傳 票

借	(仕 拂 承 諾 見 返)	¥ 10,000 00	(別 段 預 金)	¥ 10,000 00

仕 拂 傳 票

(仕 拂 承 諾)	¥ 10,000 00
手 形 引 受 替	
何 誰	

第二法

第一法の如き振替の手續を執らず、引受手形金額を取立てたるときは直ちに收納傳票にて、仕拂承諾見返なる債權を落すなり

收 納 傳 票

(仕 拂 承 諾 見 返)	¥ 10,000 00
何 誰	

手形の期日に其金額を支拂ひたるときは

仕 拂 傳 票

(仕 拂 承 諾)	¥ 10,000 00
手 形 引 受 替	
何 誰	

第二法の如く直ちに仕拂承諾見返たる債權の償還を受け、直ちに又仕拂承諾なる債務を辨済するが如き整理は取扱上簡單なるも、之を手形期日前に取立つるときは理論上より見て著者は第一法を採らんと欲するものなり、然れども取立先が